

秋田市災害時要援護者の
避難支援プラン(改訂版)

平成27年3月

秋 田 市

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定の背景と目的・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン改訂の背景・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 3
- 4 災害時要援護者の定義・・・・・・・・・・ 4
- 5 対象とする災害時要援護者・・・・・・・・・・ 7

第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

- 1 要援護者情報収集の目的・・・・・・・・・・ 8
- 2 要援護者情報の収集・共有の方法・・・・・・・・・・ 8

第3章 避難支援対象者名簿

- 1 名簿の作成・・・・・・・・・・ 10
- 2 市での情報共有・・・・・・・・・・ 11
- 3 名簿の外部提供・・・・・・・・・・ 11
- 4 名簿の活用・・・・・・・・・・ 11
- 5 名簿の管理・・・・・・・・・・ 12
- 6 緊急時の情報提供・・・・・・・・・・ 12
- 7 個別避難支援プランの作成・・・・・・・・・・ 12

第4章 要援護者把握用リスト

- 1 リストの作成・・・・・・・・・・ 17
- 2 リストの外部提供・・・・・・・・・・ 17
- 3 リストの活用・・・・・・・・・・ 18
- 4 リストの管理・・・・・・・・・・ 18

第5章 情報伝達体制

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 避難情報の種類 | 21 |
| 2 | 避難準備情報発表の基準について | 21 |
| 3 | 避難情報の伝達体制と伝達手段 | 21 |
| 4 | 要援護者に対する情報伝達ルート | 22 |
| 5 | 情報伝達責任者の明確化 | 22 |
| 6 | 安否確認と救助 | 22 |

第6章 避難所における支援

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 避難誘導の手段・経路 | 24 |
| 2 | 避難所の種類 | 24 |
| 3 | 指定避難所における支援 | 25 |
| 4 | 福祉避難所 | 27 |

第7章 関係機関・団体との連携

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 避難支援プランに基づく地域の取組 | 29 |
| 2 | 市の役割 | 29 |
| 3 | 地域の役割 | 30 |
| 4 | 関係機関・団体の役割 | 31 |
| 5 | 要援護者自身の役割 | 32 |

【資料】

| | |
|---------------------------|----|
| これまでの災害時要援護者対策 | 34 |
| 同意書（様式） | 35 |
| 『災害時のための避難支援対象者名簿』への登録申出書 | 36 |
| 要援護者把握用リストに関する覚書（様式） | 37 |
| 要援護者把握用リスト受領書（様式） | 38 |
| 秋田市避難場所・避難施設一覧 | 39 |
| 秋田市福祉避難所一覧 | 48 |
| 秋田市災害対策本部の事務分掌 | 50 |
| 災害対策基本法（抜粋） | 55 |

第1章 基本的な考え方

1 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定の背景と目的

平成16年7月、新潟、福井、福島で発生した豪雨災害を契機に、災害時に弱い立場におかれる高齢者や障がい者など、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになりました。

このことを踏まえ、国では平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定（平成18年3月改訂）し、地域における災害時要援護者避難支援体制の整備に向けた取組を促しています。また、平成19年12月には、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省の連名通知により、全国の市町村に対し、平成21年度までを目途に「避難支援プランの全体計画」を策定するよう求めており、これを受け、秋田県においても、平成20年7月に「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を策定し、県内各市町村に示しました。

本市においても、災害時における要援護者の安全確保のための取組の強化に向け、平成21年3月に修正された秋田市地域防災計画には、災害時要援護者避難支援プランの作成や福祉避難所の設置など、安全確保のための支援対策確立に努めることが盛り込まれました。

併せて、日ごろから民生委員など関係機関等との間で災害時要援護者の情報を共有し、日常的な見守りと支援活動が適切に行われることは、災害時要援護者一人ひとりの支援体制の構築や災害時の安否確認が的確に実施されることとなります。災害時の避難支援体制の構築は、ひとり暮らし高齢者などが安心して日常生活を営むことにつながることから、平成21年3月に策定した第2次秋田市地域福祉計画において「災害時の要援護者の避難支援」を重点事業として位置づけました。

そして平成22年3月には、第2次秋田市地域福祉計画における重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の具体的な取組とした「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、本市における災害時要援護者対策を計画的・組織的に実施するための基本的な考え方をまとめるとともに、自助、共助、公助の役割を明らかにし、より具体的な支援活動を実践していくための地域における取組の指針としています。この「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づいて、「個別避難支援プラン」を作成します。これは、地域における災害時要援護者一人ひとりの支援活動を進めていくための個別活動計画となることを目的として作成するものです。

2 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン改訂の背景

内閣府は、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、災害対策基本法の改正を重ね、平成25年6月の改正では、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように、①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけ、そのために必要な個人情報を利用できること、②要支援者本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員などの避難支援等関係者に情報提供すること、③災害発生時などには、本人の同意の有無に関わらず避難支援等関係者などに情報提供できること、④名簿提供者に守秘義務を課し、市町村が名簿漏えい防止の措置をとることなど

を定め、同年8月には、併せて「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を公表し、具体的な取組方法等を市町村に示しました。

また、改正法では避難所や在宅の被災者の状況を踏まえて、①避難所における生活環境の整備、②避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を定め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を示し、市町村には、災害時の避難所における良好な生活環境を確保し、避難生活に対する支援を実施することが求められています。

それにさきがけ、本市では、東日本大震災における被災地の状況を受けて、「秋田市災害対策基本条例」を平成24年3月に制定（平成24年7月施行）し、それまで避難支援対象者名簿の地域提供は本人同意が前提であり、不同意のかたの情報提供がなく、地域で把握できないために発災時に支援からみれるおそれがあったものを、本人の同意の有無に関わらず、身体的な状況から災害時必ず支援が必要なかたの情報をあらかじめ地域に提供できるようにしました。

また、平成26年3月には、災害対策基本法の改正事項に留意し、災害対策基本条例を踏まえた上で、「秋田市地域防災計画」を修正しました。

このたびのプラン改訂は、これら、法・条例・地域防災計画の内容を具体的に反映して修正したもので、第3次秋田市福祉計画の重点事業の取組ともなっています。

<全体計画・地域防災計画において定める事項>

全体計画において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- ・避難支援等関係者となる者（P 8）
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（P 7）
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（P 8～10）
- ・名簿の更新に関する事項（P 12）
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（P 11）
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（P 22）
- ・避難支援等関係者の安全確保（P 29）

- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担（P 9～12）
- ・避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）（P 12～16、21～23、30～31）
- ・支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）（P 12）
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者（P 30）
- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制（P 12、17～19）
- ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結（P 27）
- ・避難行動要支援者の避難場所（P 24～28）
- ・避難場所までの避難路の整備（P 24～28）
- ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制（P 24～28）
- ・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法（P 24～28） 他

※ もとより、改正災対法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

平成25年8月「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府(防災担当)）」より

3 避難支援の基本的な考え方

災害においては、「自らの身の安全は、自らが守る。自らの地域は、自らで守る。」を基本とします。

要援護者のみならず、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う自助、その上で、隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織や町内会などによる組織的な安否確認や避難誘導等の共助が確実に行われることが、災害時の被害を最小限にするために最も重要な取組となります。

このような自助、共助が機能するためには、日ごろから地域で話合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要です。また、要援護者も支援者、近隣住民と積極的にかかわるなど自ら地域住民と良好な関係を築いていくことが大切です。

また、要援護者への避難支援は、地域の状況や災害の規模によっては地域住民の支援だけでは不十分であることから、自主防災組織や町内会などが地域の事業所や商店、学校等様々な団体や施設とも協働し、地域住民と連携した支援体制を構築する必要があります。

地域で支援体制づくりを進める際には、地域で想定される災害に応じた取組を進めることが最も重要となります。

特に、暴風雨、洪水等の一般災害では避難に対する準備行動が可能となることから、日ごろから地域住民を巻き込んだ避難支援体制を整えておくことにより、より効果的な支援活動が可能となります。また、一般災害時に備えた避難支援体制が地震等による大規模災害においても、その後の避難や安否確認等をスムーズに機能させることにつながるものと考えます。

なお、「秋田市災害対策基本条例」においても「自助・共助・公助」の考え方が基本となっています。

秋田市災害対策基本条例（平成24年3月条例第3号）

前文

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曾有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

4 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に一連の行動をとるのに支援を要する人たちです。

本プランの「災害時要援護者」とは、災害対策基本法における「要配慮者」にあたります。

(1) 一般的に災害時要援護者と考えられる人

- ① ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
- ② 寝たきりなどで介護が必要な人
- ③ 認知症状のある人
- ④ 視覚障がいのある人
- ⑤ 聴覚障がいのある人
- ⑥ 音声・言語機能障害のある人
- ⑦ 肢体不自由である人
- ⑧ 平衡機能障害のある人
- ⑨ 内部障がいのある人
- ⑩ 難病などの病気を抱えている人
- ⑪ 知的障がいのある人
- ⑫ 精神障がいのある人
- ⑬ 妊産婦および乳幼児
- ⑭ 日本語の情報が十分理解できない外国人

(2) 要援護者が抱える災害時の支障

要援護者が災害時に抱える支障は、「情報の伝達が難しい」「情報を的確に理解できない」「被災をまぬがれるための避難行動に支障がある」「急激な生活環境の変化に適応できない」など災害時要援護者一人ひとりがそれぞれ異なります。

- ① 情報に対する支障 → 情報を受けたり伝えたりすることが困難である。
- ② 危険回避に対する支障 → 災害時には、瞬時の対応が求められるが、危険回避が遅れ、倒れた家具等から自ら身を守ることができない。
- ③ 移動行動に対する支障 → 身体的な障がいや病弱であるため避難準備に時間を要し移動行動が遅れが生じる。
- ④ 生活行動に対する支障 → 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が困難となる場合がある。
- ⑤ 適応力に対する支障 → 心理的動揺が激しく日常生活に支障が生じる。
- ⑥ 避難生活に対する支障 → 避難所で、一般避難者と長期にわたる共同生活を行うことが困難である。

《参考：災害時要援護者の特徴とニーズ（例）》

| 区 分 | 特 徴 | 災害時のニーズ |
|----------------------|---|--|
| ひとり暮らし 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> 同居者がいないため、緊急事態等に気づくのが遅れるおそれがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。 |
| 寝たきり高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> 自力で行動することができない。 自分の状況を伝えることができない。 | <ul style="list-style-type: none"> 避難する場合、車いす・ストレッチャー等移動用具と援助者が必要 安否確認や状況把握が必要 |
| 認知症高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> 自分で判断し、行動することができない。 自分の状況を伝えることが困難 | <ul style="list-style-type: none"> 避難する場合は、援助者が必要。また、状況により車いす等移動用具が必要 安否確認や状況把握が必要 |
| 視覚障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> 被害の状況を知ることができない。 (視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い) 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村からの広報、その他生活に関する情報などが来たときには必ず知らせる。必要に応じて読み上げる。(音声による状況情報伝達および状況説明が必要) 安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。 (避難誘導してくれる人が必要) 避難所内の案内(トイレ、電話など場所の確認など) |
| 聴覚障がい者 音声言語機能障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> 音声による情報が伝わらない。 (視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない) 視覚外の危険の察知が困難 緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 外見からは、障がいのあることが分からない。 | <ul style="list-style-type: none"> 正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要) 避難所への避難誘導 避難所では、情報から取り残されないよう掲示板などで呼び掛ける。また、ファクスの配置や筆記用具を常時確保する。 |
| 肢体不自由者 平衡機能障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> 自分の身体の安全を守ることが困難 自分で避難することが困難 | <ul style="list-style-type: none"> 家具の転倒防止など、住まいの安全を確認する。 地域での移動支援体制づくり(車いす、ストレッチャー等の移動用具と迅速な情報伝達、介護等援助者が必要) 車いす用のトイレの確保 |
| 内部障がい者 難病患者等 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいの状況によっては、自立歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 外見からは、障がいがあることが分からない。 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連絡体制、移送手段の確保(医療機関の支援) 移動に、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要 |

| 区 分 | 特 徴 | 災害時のニーズ |
|-----------------|--|--|
| 内部障がい者 難病患者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工呼吸器や人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・ 常時医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 ・ 医療品を携行する必要がある。 ・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 ・ 急激な環境変化に順応しにくい。 ・ 人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ・ 人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事制限の必要な人の確認 ・ 医薬品や医療機器、ケア用品の確保 ・ 人工肛門造設者等については、ストマ用装具や障がい者トイレの確保 ・ 人工透析には、電気と水の確保が必要 |
| 知的障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら危険を判断し、行動することが困難な場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい言葉で具体的に避難誘導することが必要 |
| 発達障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他人とのコミュニケーションが困難であったり、予定されたパターン以外の行動をとることが難しいため、自ら避難することが難しい場合がある。 ・ 避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、パニックを起こす可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人にいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要 ・ できるだけ発達障がい者の特性を理解した者が対応することが必要 |
| 精神障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 努めて冷静な態度で接し、本人を安心させることが必要 ・ 服薬の状況を確認 |
| 妊産婦 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動機能は低下しているが、自分で判断し行動できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 避難所等における配慮 |
| 乳幼児 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら判断し、行動する能力が無く、常時保護者の支援が必要（ただし、4、5歳を過ぎると、危険に対して自ら対応する能力が備わってくる） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の災害対応力を高めることや適切な避難誘導が必要 ・ 被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要 ・ 心のケア |
| 外国人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語で伝えられる情報が十分理解できない。 ・ 特定の国の出身者には地震の経験が極めて乏しいケースもありうる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険に関する注意喚起情報をあらかじめ外国人に理解できる言語およびやさしい日本語、又は絵カード等（矢印やピクトグラム）で準備することが必要 ・ 平常時からの防災に関する意識啓発が必要 |

5 対象とする災害時要援護者

災害時の要援護者への避難支援は、要援護者全員に対する平等性や公平性だけを重視するのではなく、家族など介助者の有無や障がいの種類・程度などに応じて個別に対応することが必要と考えられます。

このことから支援を必要とする要援護者の中から、高齢や身体障がいなどにより自力避難が困難で被災リスクが高い人を「避難支援対象者」として特定し、災害対策基本法における「避難行動要支援者名簿」にあたる「避難支援対象者名簿」に登録し、優先的に個別避難支援プランを作成するとともに、身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象を絞り、秋田市災害対策基本条例に基づく「要援護者把握用リスト」を作成し、町内会長、自主防災組織隊長および民生委員等と情報共有する必要があります。

また、社会福祉施設等への入所者や長期入院中の要援護者は、施設、病院において避難支援などの援護が行われるため、避難支援対象者としては除外します。

避難支援対象者名簿登録者

下記のいずれかに該当する居宅生活者で、同居家族等の支援だけでは自力避難が困難な者

- ①高 齢 者
 - ・要介護認定結果が要介護1以上の者
 - ・ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、同居者病弱世帯等で支援が必要な者
 - ・認知症状のある者のうち単独での避難が困難な者
- ②障 が い 者
 - ・身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
 - 視覚（1～3級）
 - 聴覚・平衡機能（1～3級）
 - 肢体不自由（1～2級）
 - 内部（1～2級）
 - ・知的障がい児（者）（療育手帳Aを所持している者）
 - ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者）
- ③難 病 者 等
 - ・難病患者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証を所持している者
 - ・小児慢性特定疾病患者のうち重症認定患者
- ④その 他 市 長 が 必要と認める者
 - ・上記各項の基準に準ずる者
 - ・外国人、妊産婦、乳幼児等

※情報収集については、①～③は同意方式、④は手上げ方式で行う（P.8参照）

要援護者把握用リスト対象者

上記の者の中で、必ず避難支援が必要と思われる者

- ①高 齢 者
 - ・要介護認定結果が要介護3以上の者
- ②障 が い 者
 - ・身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
 - 視覚（1級）
 - 聴覚（2級）
 - 肢体不自由のうち、下肢・体幹機能（1～2級）

第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

1 要援護者情報収集の目的

災害時要援護者の中でも特に避難支援を必要とする者に対しては、災害発生のおそれがある時から避難準備情報の伝達が必要です。また、災害発生時には、避難誘導や安否確認、避難所等での支援を的確に行うことが重要です。

そのため、本市地域防災計画における災害対策本部福祉班（災害発生時、福祉保健部各課で構成）の中で要援護者を所管・統括する福祉総務課地域福祉推進室が、災害時要援護者情報を一元的に集約し、庁内関係課と消防本部、秋田県警察および秋田市社会福祉協議会、地域の自主防災組織、町内会および民生委員等避難支援等関係者間で必要な情報を共有することにより、平常時からの避難支援対象者数の把握や、災害発生時における避難支援対象者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に行うことが可能となります。

2 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時に避難誘導などの支援を的確に行うためには、避難支援対象者情報の収集、避難支援対象者名簿・要援護者把握用リストの作成をします。

《情報の収集・共有方式》

1 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

2 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

3 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

平成25年3月「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（内閣府等）」より

※ほかに、非常時だけ公表することを前提に、地域内の災害時要援護者の情報を地域において金庫にしまっておく「金庫方式」があります。

(1) 要援護者台帳

避難支援対象者の情報は、市各担当課において「高齢者」「障がい者」「難病患者」などといった要援護者それぞれについて個別に把握していることから、福祉総務課地域福祉推進室が市の情報を一元的に収集し、重複情報など情報内容を整理・統合し「要援護者台帳」に登録します。

第3章 避難支援対象者名簿

1 名簿の作成

(1) 「要援護者台帳（各課同意確認用）」

福祉総務課地域福祉推進室が整理・統合した「要援護者台帳」をもとに「避難支援対象者名簿」への登録が必要な要援護者について、同意方式により本人の意向を確認します。そのため、「要援護者台帳（各課同意確認用）」を各所管課に提供し、同意確認を行います。

なお、「高齢者」（長寿福祉課）については、民生委員の協力を得て同意確認を行うこととします。

(2) 「避難支援対象者名簿（全体版）」

地域等への情報提供に関する同意情報のほか、個別避難支援プランの支援者情報も含めた統括的な名簿である「避難支援対象者名簿（全体版）」を福祉総務課地域福祉推進室が作成します。

なお、個別避難支援プランを優先的に作成する避難支援対象者以外の方でも名簿登録を希望する方は、申出(手上げ方式)していただくことにより避難支援対象者として「避難支援対象者名簿（全体版）」へ登録します。

| No. | 整理番号 | 住民CD | 氏名 | フリガナ | 同意 | 生年月日 | 年 | 性 | 電話番号 | 住所 | 高齢等 | 障がい・難病 | その他 | 民生委員 | 民生地区 | 町CD | 町内会名 | 自主防災 |
|-----|-------|-------|------|-----------|----|------------|----|---|----------|--------|----------|--------|-----|------|------|-------|------|------|
| 1 | 00001 | 01234 | 山田太郎 | ヤマダ タロウ | ○ | 1927.1.15 | 88 | 男 | 800-0001 | ○町1番1号 | 要介護2 独高齢 | | | ○○○○ | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ |
| 2 | 00002 | 01235 | 秋田花子 | アキタ ハナコ | 未 | 1940.5.15 | 74 | 女 | 801-0002 | ○町2番2号 | 独高齢 | | | ●●●● | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ |
| 3 | 00003 | 01236 | 山王一郎 | サンノウ イチロウ | ○ | 1929.12.14 | 85 | 男 | 802-0003 | ○町3番3号 | 他高齢 | | | △△△△ | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ |
| 4 | 00004 | 01237 | 福祉福子 | フシコ | ○ | 1923.11.1 | 91 | 女 | 803-0004 | ○町4番4号 | 要介護2 他高齢 | | | ▲▲▲▲ | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ |

(3) 「避難支援対象者名簿（地域用）」

「避難支援対象者名簿（全体版）」のうち、提供に同意した者について、自主防災組織、町内会ごとおよび民生委員ごとに「避難支援対象者名簿（地域用）」を作成します。

平成26年度避難支援対象者名簿（町内会・自治会および自主防災組織ごと）

下記の方に対する災害発生時の災害情報の伝達や避難誘導について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

《町内・自治会名》例) 秋田町内会 《自主防災組織名》

| フリガナ 氏名 | 生年月日 年齢 | 住 所 | 電話番号 | 高齢等 | 対象項目 | 備考 |
|-----------------------|-----------------|-----------|----------|----------|----------------|----|
| 例) 秋田 太郎 | S07.1.1 83 歳 | 山王一丁目1番1号 | 888-8888 | 要介護 し | ひとり暮らし 視覚障害 | |
| 0099999999 支援者(氏名・電話) | | | | | | |

見本

◎この名簿は、上記の用途以外には使用できません。 秋田市地域福祉推進室
◎名簿の取扱いにあたっては、厳正な情報管理をお願いします。 電話番号 018-856-2090
◎この名簿の複写・複製や、パソコン等の機器への取扱は厳禁です。 担当民生委員 民生 太郎 秋田山王 9999

印刷日：平成 27年1月20日 1/1

(4) 「避難支援対象者名簿（関係機関用）」

「避難支援対象者名簿（全体版）」のうち、提供に同意した者について、県警察、市社会福祉協議会に「避難支援対象者名簿（関係機関用）」を作成します。

| No. | 整理番号 | 住民CD | 氏名 | フリガナ | 生年月日 | 年 | 性 | 電話番号 | 住所 | 高齢等 | 障がい・難病 | その他 | 民生委員 | 民生地区 | 町CD | 町内会名 | 自主防災 | 支援者 |
|-----|-------|-------|------|---------|------------|----|---|----------|--------|----------|--------|-----|------|------|-------|------|------|------|
| 1 | 00001 | 01234 | 山田太郎 | ヤマダ タロウ | 1927.1.15 | 88 | 男 | 800-0001 | 〇町1番1号 | 要介護2 独高齢 | | | 〇〇〇〇 | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ | ▲▲▲▲ |
| 2 | 00002 | 01235 | 秋田花子 | アキタ ハナコ | 1940.5.15 | 74 | 女 | 801-0002 | 〇町2番2号 | 独高齢 | | | ●●●● | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ | △△△△ |
| 3 | 00003 | 01236 | 山王一部 | サンノウイブ | 1929.12.14 | 85 | 男 | 802-0003 | 〇町3番3号 | 他高齢 | | | △△△△ | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ | ●●●● |
| 4 | 00004 | 01237 | 福祉福子 | フクシ フコ | 1923.11.1 | 91 | 女 | 803-0004 | 〇町4番4号 | 要介護2 他高齢 | | | ▲▲▲▲ | □□ | 01-01 | ■■■■ | ○ | 〇〇〇〇 |

2 市での情報共有

支援者一人ひとりに対する避難誘導や安否確認、避難所等での必要とされる支援を的確に行うため、福祉総務課地域福祉推進室が作成した「避難支援対象者名簿（全体版）」を市内部で共有します。

3 名簿の外部提供

地域等において、災害時の避難支援・安否確認や個別避難支援プラン作成等に活用するため、同意者・申出者のデータをまとめた「避難支援対象者名簿(地域用)」を各地区（自主防災組織、町内会および民生委員）に、「避難支援対象者名簿（関係機関用）」を県警察、市社会福祉協議会に外部提供します。この名簿には、対象者の「氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・要援護者区分等」といった必要最低限の情報のみが記載されています。

なお、災害対策基本法では、「名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者」（第49条の13）については秘密保持の義務が定められています。本市では、個人情報保護の観点から個人情報保護に関する研修の受講を義務づけます。

4 名簿の活用

「地域用」と「関係機関用」とでは、活用方法は違います。

(1) 地域用

平常時には、個別避難支援プランを作成するとともに、災害時に備えて、支援者・避難支援対象者への情報伝達体制の整備、避難支援対象者情報を図示化した福祉災害マップの作成、支援者・避難支援対象者も含めた避難訓練の実施などに活用します。また、作成した福祉災害マップ等を用いて、地区社会福祉協議会（福祉協力員）等と協力しながら、平常時における避難支援対象者の見守り活動を行います。

災害発生時には、避難情報の伝達、避難誘導、安否確認など一連の避難支援を行うために活用します。

(2) 関係機関用

ア 県警察

平常時には、対象者を把握し、災害時の対応を想定しておくために活用します。

災害発生時には、安否確認や身元確認等を行う際に活用します。

イ 市社会福祉協議会

平常時には、対象者を把握し、災害時に設置される災害ボランティアセンターでの対応を想定しておくために活用します。

災害発生時には、地区社会福祉協議会、福祉協力員および災害ボランティア等に情報提供し、安否確認等に協力します。

こうした活動を効果的に行うためには、名簿登録への同意率の向上が重要です。そのため、名簿に登録されていない人であっても支援が必要であると思われる人に対しては、地域で名簿への登録を働きかけます。また、市でもあらゆる機会をとらえて名簿への登録を積極的に促し、避難支援対象者名簿の充実に努めます。

5 名簿の管理

「同意方式」や「手上げ方式」にて情報を収集した避難支援対象者名簿の災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適時情報を更新していきます。

6 緊急時の情報提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に対し「避難支援対象者名簿（全体版）」の情報を提供するものとします。

7 個別避難支援プランの作成

(1) 作成の目的

災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難支援誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的支援を要する者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。このため、避難方法などについて避難支援対象者本人又はその家族等とともに、個々に対応する支援者や支援に関する必要事項等を示した個別避難支援プランを作成します。

(2) 作成の推進

個別避難支援プランの作成は、市が作成する「避難支援対象者名簿（全体版）」に登録された災害時要援護者の中から、具体的に支援が必要でなおかつ作成に同意した者への聴き取り調査を基本としながら、自主防災組織および町内会が実施主体となり、地区民生児童委員協議会の協力・支援を得ながら推進していきます。

また、市社会福祉協議会で実施している救急医療情報キット事業（安心キット事業）と連携することで、さらなる推進に努めます。

○個別避難支援プランひな型（表面）

※ 地区名【 旭北 地区】

No. _____

秋田太郎さんの災害時における避難支援
～秋田市個別避難支援プラン～



町内会 山王一丁目町内会
自主防災組織 山王一丁目自主防災組織 民生委員 秋田二郎 866-□□□□

| | | | | | |
|------------------------|--|-----|------------------------|------------------------------|-----|
| 住所 | 秋田市山王一丁目1-1 福祉アパート1号 | | (電話) 018-866-0000 | | |
| | | | (FAX) | | |
| | | | (携帯) | | |
| フリガナ お名前 | アキタ タロウ 秋田 太郎 | 性別 | 男 | 年齢 | 76歳 |
| 生年月日 | 昭和 13年 8月 9日 | 血液型 | ○型 (RH+) | 支援対象の種別 | 要介護 |
| 日中 (本人および 家族の状況) | 同居の妻が介護をしているほか、ヘルパーに来てもらっている。ほとんどの時間を1階の居間で過ごしている。 | | 夜間 (本人および 家族の状況) | 同居の妻とふたりで過ごす。1階居間の隣の部屋で就寝する。 | |

| | | |
|---------------------------------------|---------------------|------------|
| 自宅付近の一時的な避難場所 | 指定の避難場所等 | |
| 山王街区公園 | 避難場所 (グラウンド・公園等) | 山王中学校グラウンド |
| 避難所までの行き方、移送方法等 杖が必要。車いすがあれば利用したい。 | 避難施設 (コミセン・学校等) | 山王中学校 |

【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】

私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。

| | | | |
|-----|--------------|----|----------|
| お名前 | 山王 一郎 | 関係 | 右隣の家の住民 |
| 住所 | 秋田市山王一丁目1-2 | 電話 | 866-△△△△ |
| お名前 | 山王 二郎 | 関係 | 向かいの家の住民 |
| 住所 | 秋田市山王一丁目11-1 | 電話 | 866-×××× |
| お名前 | 山王 三郎 | 関係 | 町内会長 |
| 住所 | 秋田市山王一丁目3-10 | 電話 | 866-◎◎◎◎ |

(宛先) 秋田市長

私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。

また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。

平成27年3月1日

(お名前) 秋田太郎 (印)

| | | |
|---------------------------|-----|--------|
| 代理記載者のお名前 ※代理の方が記入した場合 | お名前 | 本人との関係 |
| | 住所 | 連絡先 |

ひな型（裏面）

【安心キットの設置状況】

有 ・ 無

【避難時の留意事項】

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 必要な薬・介護用品など | 飲み薬、紙おむつ、入れ歯、補聴器、四点杖、車いす |
| 情報伝達する際に注意することなど | 耳が聞こえないので、動作で伝え、手を引いて誘導する必要がある |
| 継続が必要な医療や福祉サービスなど | 介護ベッド、人工透析、在宅酸素療法 |
| 必要な支援など | 服薬管理 日常（着替え、排泄、清潔行為）介助 移乗介助 |
| その他特記事項 | 避難所にベッドが確保出来ない場合は、緊急入所（緊急入院）する必要がある |

【緊急時の連絡先（別居の家族など）】

| | | | |
|-------------|--------------------------------|-----|-------------------|
| フリガナ お名前 | アキタ サブロウ 秋 田 三 郎 (関係 三男) | 住 所 | 秋田市土崎港西五丁目 3-1 |
| | | 連絡先 | (845) 〇〇〇〇 |
| フリガナ お名前 | (関係) | 住 所 | |
| | | 連絡先 | () |

【かかりつけの医療機関などの連絡先】

| | | |
|-------------------|----|--------------|
| かかりつけの医療機関 | 住所 | 秋田市川元松丘町4-30 |
| 市立秋田総合病院 | 電話 | 018(823)□□□□ |
| かかりつけの医療機関 | 住所 | |
| | 電話 | () |
| 担当ケアマネジャー（事業所・氏名） | 住所 | 秋田市山王1丁目1-10 |
| (福) さつき会 (福祉 太郎) | 電話 | 018(863)△△△△ |
| | 住所 | |
| | 電話 | () |
| | 住所 | |
| | 電話 | () |

※この避難支援プランについてのお問い合わせは … 秋田市地域福祉推進室 電話018-866-2090
FAX018-866-2417

(3) 個別避難支援プランの内容

個別避難支援プランには、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

- ア 町内会、自主防災組織、民生委員
- イ 普段いる部屋や寝室の位置
- ウ 自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設
- エ 避難を手伝ってくれる方(支援者)
- オ かかりつけの医療機関など
- カ 担当ケアマネジャーなど
- キ 緊急時の家族など連絡先
- ク 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- ケ 避難時に必要な生活用具・薬など
- コ 情報伝達する際に、注意することなど
- サ 避難先で注意することなど
- シ 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、災害時要援護者本人からの同意確認
- ス 支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認

(4) 支援者の選定

支援者とは、災害時要援護者への災害情報の伝達や避難誘導を実際に行う人たちをいい、災害時実際に要援護者への手助けをする近隣や町内会の人などできるだけ身近な人たちが望ましいと考えます。日ごろから声かけや見守り活動などにより、災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、要援護者との信頼関係を深めておくことが必要です。

支援者の役割としては、風水害などで予め避難可能な状況では、要援護者へ避難準備情報を伝え避難を促したり、避難所までの避難を支援するものです。なお、支援者はあくまでもボランティアとして活動するものです。

地震等の突発的に発生した災害では、まずは支援者自身と家族の安全を確認・確保した後、要援護者の安否を確認します。万一、倒壊家屋等からの救助など専門的な救援活動が必要な場合は、速やかに消防等の専門機関に連絡するものとします。

なお、支援者は要援護者一人に対し複数の支援者を原則としていますが、時間帯や災害の状況によって、複数の支援体制を想定しておくことが必要です。地区によっては、すでに、日中は支援者の家族が対応したり、老人クラブ会員等による支援隊を別に組織しているところが見受けられます。

(5) 身近な避難場所の設定

災害時には、市が指定した避難所までの避難経路が天候等により通行できない場合や、身体の状態により困難となる場合が想定されます。そのため、地域で、応急的な避難場所として活用できる建物をあらかじめ決めておくことも大切です。

(6) 個別避難支援プランの保管

市は、提出された個別避難支援プランに基づき、「避難支援対象者名簿（全体版）」に個別避難支援プラン作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援プラン原本を台帳として整備し、福祉総務課地域福祉推進室で保管します。

(7) 情報の共有と更新

個別避難支援プランの写しは、防災安全対策課および避難支援対象者本人のほか、支援者が共有します。

また、避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人又は支援者から変更の届出があった場合には、随時修正を行います。さらに、毎年1回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別避難支援プランの適切な情報更新に努めます。

第4章 要援護者把握用リスト

1 リストの作成

「避難支援対象者名簿（全体版）」のうち、身体的な状況から、特に支援が必要な要介護者や障がい者を、平常時から地域で把握できるように、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員区域ごとにまとめたリストを作成します。

避難支援対象者名簿に登録している方の中でも特に支援が必要な方にしぼり、本人同意の有無に関わらず、必要な最小限の情報をまとめています。

平成26年度 秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リスト（町内会・自治会および自主防災組織ごと）

本リストは、地域内に居住する、身体的な状況により災害時に支援が必要な方を把握するためのものです。災害時には、安否確認や避難誘導にご活用ください。

本人の同意の有無にかかわらず支援が必要な方の最小限の情報をまとめたリストですので、個人情報の取扱いには十分ご注意ください。

| 《自治会・町内会》例）秋田町内会 | | 《自主防災組織》 | | | | |
|------------------|------------|---------------------|-----------|----|----|----|
| 民生地区 担当民生委員 | 整理番号 | ヨミガキ 氏名 | 住所 | 同意 | 性別 | 年齢 |
| 秋田山王 民生 太郎 | 0099999999 | 77歳 太郎 (例) 秋田 太郎 | 山王一丁目1番1号 | ○ | 男 | 83 |

見本

①名簿の対象は、要介護度3～5、肢体不自由下肢・体幹1～2級、視覚障害1級、聴覚障害2級の方です。
②同意欄に○が付いている方は、「本人の同意に基づく避難支援対象者名簿」にも登録されています。
③この名簿は、上記の用途以外には使用できません。
④名簿の取扱いにあたっては、厳正な情報管理をお願いします。
⑤この名簿の複製・複製や、パソコン等の機器への取扱は厳禁です。

秋田市地域福祉推進室
電話番号 018-866-2090
印刷日：平成 27年1月20日

2 リストの外部提供

身体的な状況から、特に支援が必要な要介護者や障がい者を、平常時から地域で把握できるように、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員区域ごとにまとめた「要援護者把握用リスト」を自主防災組織、民生委員および町内会に外部提供します。このリストには対象者の「氏名・住所・年齢・性別」といった必要最低限の情報のみが記載されています。また、本人同意の有無も記載しており、同意ありの方は、「避難支援対象者名簿」にも登録されています。

提供に先立ち、市とリストを受け取る者の中で覚書を取り交わす必要があるとともに、リストを交付する者からは受領書を徴収します。また、町内会等および自主防災組織の代表者との覚書の締結および受領書の徴収が困難な場合や、連合町内会長等による覚書の締結および受領書の徴収が必要である場合は、連合町内会長等が代行することができます。

なお、情報提供にあたっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱に伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が十分理解できるように、十分な対策を講じるものとします。

3 リストの活用

平常時には、町内会・自治会のエリア、民生委員の担当区域のどこに（町内会何班に、どのあたりに）特に支援が必要な方がいるか把握するために活用します。

災害発生時には、大災害時で生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援を行うために活用します。

また、「避難支援対象者名簿」の登録に同意をしていない方への同意書提出を促すことに活用することも可能です。

4 リストの管理

秋田市災害対策基本条例に基づき作成した要援護者把握用リストの災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適時情報を更新していきます。

○秋田市災害対策基本条例

（災害時要援護者への支援）

第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。

3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

○秋田市災害対策基本条例施行規則

（災害時要援護者に係る個人情報）

第2条 条例第14条第2項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者（原則として1年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する視覚障害の障害の程度が1級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が1級もしくは2級であるもの。

「避難支援対象者名簿」と「要援護者把握用リスト」の違い

| | 避難支援対象者名簿 (平成22年度から) | 要援護者把握用リスト (平成24年度から) |
|------------|--|--|
| 法的根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法(H25.6.21改正) ※基本法上の「避難行動要支援者名簿」に該当 ・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン(H22.3月策定) | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市災害対策基本条例・施行規則(H24.3.26制定、7.1施行) |
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域における避難支援体制づくりを推進 ・災害時又は災害が予測される時には、安否確認や避難誘導等に活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意の有無に関わらず、特に支援が必要な要援護者の情報を地域に提供し、地域で要援護者を把握 ・要援護者の生命・身体に関わるような災害時には、安否確認や避難誘導に活用 |
| 対象者 | <p>※対象範囲を広くし、支援が必要な方を本人に同意確認の上、名簿登録</p> <p>市内在住の在宅のかたで、同居家族等の支援だけでは、自力避難が困難なかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1以上・独居、高齢者のみ世帯等 ・認知症状のある者 ② 障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 視覚(1～3級) 聴覚・平衡(1～3級) 肢体不自由(1～2級) 内部(1～2級) ・知的障がい者(療育手帳A) ・精神障がい者(精神保健福祉手帳1級) ③ 難病患者 <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患医療受給者証所持者 ・小児慢性特定疾患患者(重症認定患者) ④ その他市長が必要と認める方 <ul style="list-style-type: none"> ・上記に準ずる方など | <p>※身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象範囲を絞り、本人に同意確認せずにリスト登録</p> <p>市内在住の在宅のかた(長期入院・施設入所していないかた)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上 ② 障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 視覚(1級) 聴覚(2級) 肢体不自由のうち、 下肢・体幹機能(1～2級) |
| 情報項目 | <p>※避難支援体制づくりに必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、性別、年齢・生年月日、電話番号 ・支援をする理由(高齢者のみ世帯、視覚障害等) | <p>※区域内のどこに誰がいるかという情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、性別、年齢 |
| 提供先・情報共有範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員・児童委員、消防本部、秋田県警察、秋田市社会福祉協議会 ・名簿共有は、上記のみ ※ただし、町内会班長まで、避難支援体制づくりに必要な範囲で部分的な情報共有は可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員・児童委員 ・情報共有は、上記のみ ※ただし、区域や要援護者数によっては、情報共有者を設定可能(別に覚書締結が必要) |
| 手続 | 特になし(民生委員・児童委員から手渡し) | <ul style="list-style-type: none"> ・事前に市と覚書を締結 ・受領時は受領書を提出 |
| 活用方法 | <p>平常時：支援者の選定、緊急連絡網・福祉災害マップ作成、個別避難支援プラン作成等により、地域の実情に合った避難支援体制づくりを行う。</p> <p>災害時：災害時や災害発生が予測される時、町内の支援体制に基づき、連絡網等により、安否確認や避難支援を行う。</p> | <p>平常時：町内のどこに(何班に)要援護者がいるか把握</p> <p>災害時：大災害時で、生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援に活用</p> <p>※ただし、同意をしていないかたへの同意書提出を促すことには活用可能</p> |
| 守秘義務 | 災害対策基本法第49条の13 | 秋田市災害対策基本条例第14条第3項 |

【情報共有者一覧】

| | 避難支援対象者名簿 (P10、11) | 個別避難支援プラン (P13、14) | 要援護者把握用リスト (P17) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 市 | ◎ 全ての対象者 | ○ 同意者 | ◎ 全ての対象者 |
| 県警察 | ○ 同意者 | × | × |
| 市社会福祉協議会 | ○ 同意者 | × | × |
| 地域 (自主防災・町内会・ 各民生委員) | ○ 同意者 | × | ○ 特に支援が必要な者 |
| 支援者 | × | ○ 自分が支援する 対象者 | × |
| 避難支援対象者 | × | ○ 本人 | × |

第5章 情報伝達体制

1 避難情報の種類

市（防災安全対策課）は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および住民に周知します。

- (1) 「避難準備情報」 避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、災害時要援護者を安全かつ円滑に避難および避難誘導させるために通知します。
- (2) 「避難勧告」 災害が発生し、かつ被害の拡大が予想される時、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために通知します。
- (3) 「避難指示」 被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知します。

2 避難準備情報発表の基準について

避難準備情報発表の基準については、「秋田市地域防災計画」において、以下のとおり定めています。

- ① 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断される時。
- ② 河川の水位がはん濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川のはん濫に至るおそれがある時。
- ③ 土砂災害警戒情報が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれる時。
- ④ その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断した時。

これらの基準については、一律に適用するものではなく、災害の種別および対象とする場所や河川等の特性を踏まえ、それぞれ判断基準を定めるとともに、運用面においても、様々な状況を勘案の上、避難準備情報を発表するものとします。

3 避難情報の伝達体制と伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、災害時要援護者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に要援護者および支援者に伝達するよう整備します。

避難情報の伝達手段については、消防等の広報車両を活用するとともに、報道機関の協力を得て住民に広報します。

また、視聴覚障がい者への伝達手段としても有効な秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）により、登録した関係機関や市民、災害時要援護者に直接配信します。さらに、市のホームページやツイッター等のソーシャルネットワーキングサ

ービス等により随時情報を提供するほか、自主防災組織の代表者又は町内会長には、一般加入電話、携帯電話およびメール等により直接伝達する体制を整備します。

《情報伝達手段の一覧》

| 情報伝達手段 | 情報の種別 | |
|---------------------------------|-------|----|
| | 音声 | 文字 |
| 広報車両による広報 | ○ | |
| 放送事業者への情報提供による放送 | ○ | ○ |
| 秋田市災害時情報提供システムによる配信 | ○ | ○ |
| 市ホームページ、ツイッター等のSNSへの掲載 | | ○ |
| 自主防災組織又は町内会の代表者への電話(携帯電話含む)、メール | ○ | ○ |

4 要援護者に対する情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から自主防災組織の代表者又は町内会長等を通じた直接伝達を行うとともに、秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）、民生委員の連絡網など、複数のルートによる情報伝達体制の整備に努めます。

5 情報伝達責任者の明確化

避難支援対象者に対する情報伝達については、地域における情報伝達責任者（自主防災組織又は町内会）の明確化に努め、福祉総務課地域福祉推進室が行います。

ただし、福祉施設等に対して行う河川の洪水予報等の情報伝達は、防災安全対策課が行います。

6 安否確認と救助

市から避難準備情報・避難勧告等が発令された時、地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員は、「避難支援対象者名簿(地域用)」をもとに避難支援対象者への情報伝達、避難行動の支援を行います。

また、避難支援対象者の被災状況については、速やかに市福祉総務課地域福祉推進室に連絡をするものとします。さらに、大災害の発生により、要援護者の身体、生命の危険がある場合、災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストにより安否確認を行うために、自主防災組織、町内会、民生委員は、日ごろからの見守り活動を通じて避難支援対象者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報対応窓口へ円滑な情報提供ができる体制を整えておく必要があります。支援者は、避難支援対象者の安否情報を迅速に報告できる連絡体制を整えておく必要があります。

住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、避難支援対象者の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときには、市で保管している「避難支援対象者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会等、民生委員等と協力し、すべての避難支援対象者の安否確認を行うものとします。

市は、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずるとともに、地域に被害が発生している場合には、避難支援対象者名簿の未登録者に対しても安否確認を行うとともに、自主防災組織、民生委員、NPO、ボランティア等により、個別避難支援プランをもとにあらかじめ定めた役割分担によって、災害時要援護者の避難支援および救助を行います。

第6章 避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難準備情報等を発令した場合、避難支援対象者については、個別避難支援プランに基づいて支援者と地域住民が連携して避難誘導を行います。それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日ごろからのつながりにより避難を促すことを基本とします。

このため、平常時から市、自主防災組織、町内会、民生委員、関係団体などの役割分担を明確にしながらかつ連携して対応することが大切となります。また、冬季の災害時には、学校などの避難所までの移動が特に困難な場合もあり、事前に冬季の避難経路を確認しておくことも必要となります。

なお、災害時要援護者自身が、日ごろから、避難所までの避難経路の確認に努めることも重要です。

2 避難所の種類

(1) 一時的な避難所

災害発生時に一時的な集合場所としたり、市の指定避難所まで避難することが難しいときに避難する場所であり、町内会など地域で独自に決めた避難所で、地域内の集会所や広場などがこれにあたります。

(2) 指定緊急避難場所（津波）

津波警報等が発表されたときから、津波の浸水想定区域の地域住民等が一時的に避難するための場所等として市が指定したものであり、高台にある学校のグラウンドや公園、原則3階以上の鉄筋コンクリート造（RC）等の新耐震設計基準に適合する建物などがこれにあたります。

(3) 指定避難所

災害発生時やそのおそれがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送ることが可能な施設として市が地域ごとに指定した施設であり、学校やコミュニティセンターなどがこれにあたります。

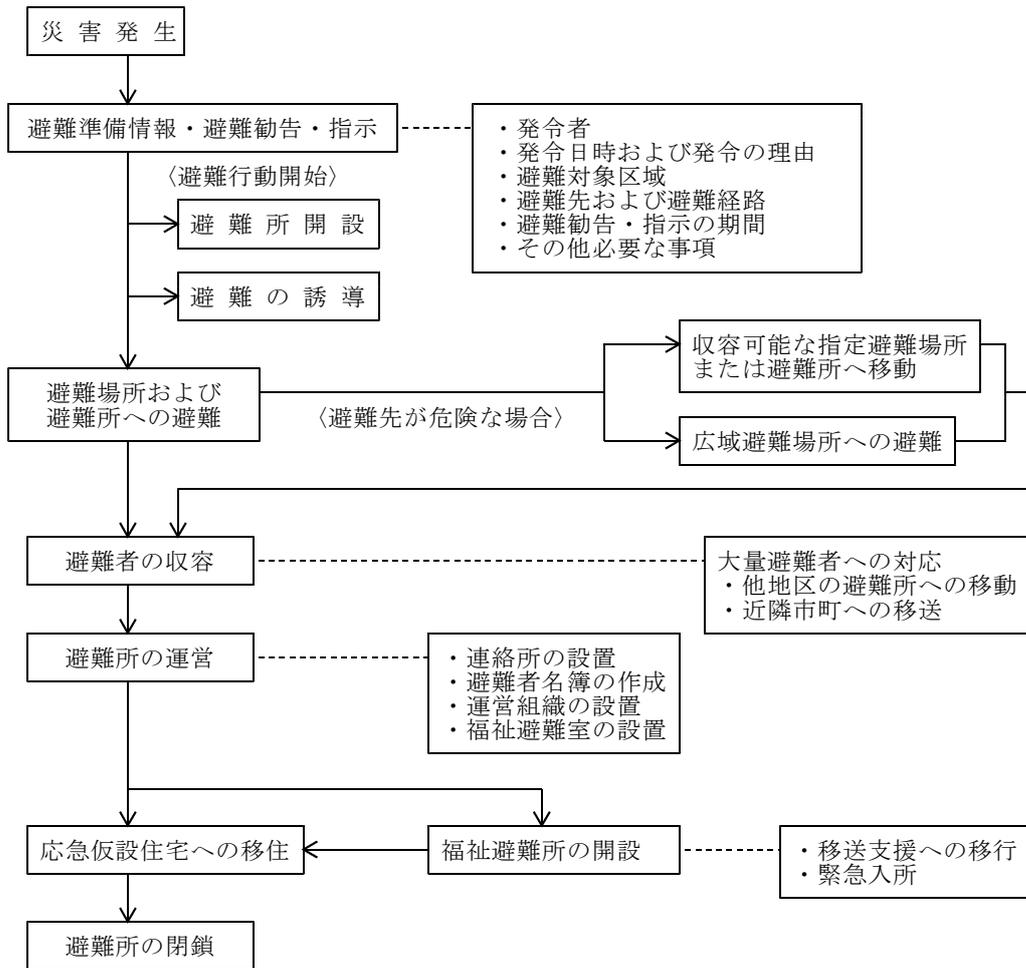
(4) 福祉避難所

災害時要援護者などが、避難所での共同生活を行うのが困難であり、特別な配慮が必要である場合に市が開設する避難所であり、事前に市と協定を結んだ福祉施設等に必要に応じて開設し、本人と介護者が避難生活を送ります。

(5) 医療機関・福祉施設

災害時要援護者などが、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスが必要である場合は、一時的に医療機関・福祉施設への緊急入院・緊急入所を行います。

避難所等の開設フロー図



平成26年3月「秋田市地域防災計画（一般災害対策編）（秋田市防災会議）」より抜粋

3 指定避難所における支援

災害時要援護者の特徴やニーズは一律的なものではないことから、指定避難所における支援対策においても環境整備が必要となります。また、災害時要援護者の要望を把握するため避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚・聴覚障がい者、外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が大切です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談などを行いながら、必要に応じて福祉避難室の設置や福祉避難所への移送が必要となります。

避難所における要援護者の支援については、市災害対策本部の福祉班（福祉保健部各課で構成）が中心となり、避難所の設置・運営を行う市民生活班（市民生活部各課で構成）や保健衛生班（保健所各課で構成）、地域と協力して行います。

(1) 相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、市（福祉班）は、正確なニーズを迅速に把握するために災害発生後直ちに専門の相談窓口を設け、民生委員や地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

(2) 情報提供

避難所では情報が不足することにより災害時要援護者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要があります。

このため、市（福祉班・市民生活班）は情報提供に当たって、それぞれ災害時要援護者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字など様々な方法を用いて実施します。また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でもわかりやすい表示に努めることも必要です。

(3) 福祉避難室の設置

災害時要援護者が避難所での集団生活が困難である場合、市（市民生活班・福祉班）は、応急的措置として、避難所の教室・保健室等を活用し、要援護者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することが必要となります。

(4) 福祉サービスの継続

要援護者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このことから、市（福祉班）は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

(5) こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や外傷後のストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、市（保健衛生班）は、専門家の協力を得ながら災害時要援護者のこころのケア相談に努めます。

(6) 健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、災害時要援護者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切です。そのため、市（保健衛生班）は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動を行います。

(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。市（福祉班）はこうした避難生活を送る要援護者の所在や現状を把握し、必要な情報提供

を行いながらニーズの把握を行います。

(8) 福祉避難所・医療機関等への移送

市（福祉班・保健衛生班）は、障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所への移送を検討します。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行います。

4 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

大地震や大規模な土砂崩れ、豪雨災害等災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合に、市が設置する避難所です。指定避難所での生活が困難で、特別な配慮を必要とする災害時要援護者を対象とします。

福祉避難所は、避難生活が長引くことが予測され市長が必要と認めた場合に開設します。

(2) 受入れする対象者

指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等および介助する家族（必要最少限）が対象となります。

ただし、専門の介護老人福祉施設や医療機関等への入所・入院に至らない者となります。

(3) 福祉避難所で行う支援内容（福祉班）

- ア 相談対応
- イ 情報伝達
- ウ 支援物資の提供

(4) 指定する施設

バリアフリーに対応した老人福祉施設や障害者支援施設、養護学校等を管理運営する者と市が協定を締結し、福祉避難所として指定します。

(5) 平常時の対応

ア 施設が行うこと

(ア) 福祉避難所として施設の受入可能人数や設備などを確認し、災害時の受入体制を整えておく必要があります。

(イ) 施設の利用者や周辺住民に対し、災害時には福祉避難所として施設が避難所となることをあらかじめ周知しておく必要があります。

(6) 災害時の対応

ア 施設が行うこと

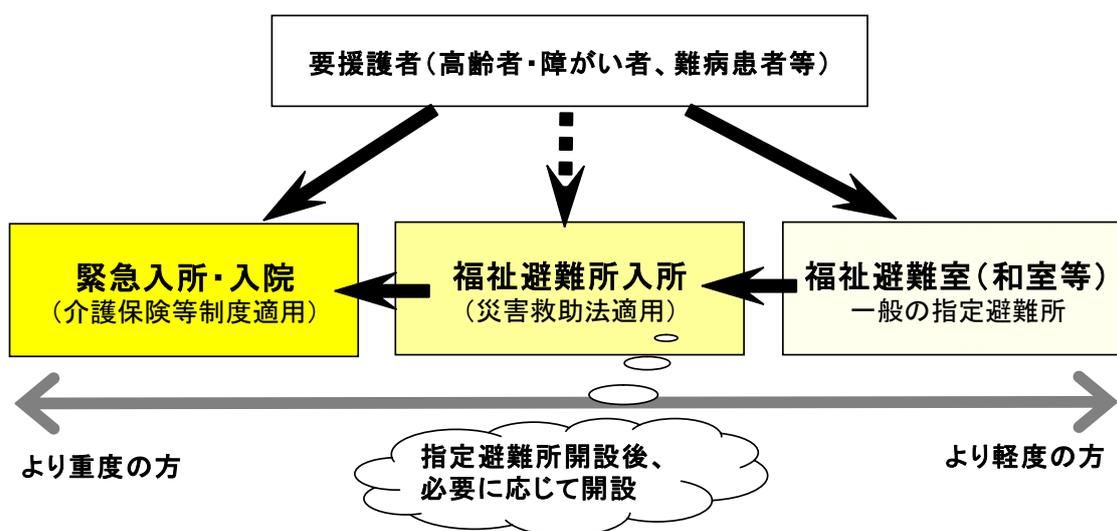
(ア) 施設の被害状況等を確認し、福祉避難所として対応することが可能かどうかを確認します。可能な場合は、受入可能な人数を確認後、市と調整の上、福祉

避難所を開設します。

- (イ) 福祉避難所を開設するために、24時間体制で施設を維持管理するための人員の確保や災害時要援護者受入のためのスペースの確保、施設利用者への周知、供与が可能な設備・備品の準備などの体制整備が必要となります。
- (ウ) 市から送付された「福祉避難所対象者一覧」により対象者を確認し、受入れます。
- (エ) 福祉避難所閉鎖後、福祉避難所開設期間中に要した経費について、市と協議の上、必要書類を添付し、市へ請求書を提出します。

イ 市が行うこと

- (ア) 福祉避難所として指定されている施設の被害状況を確認し、受入可能人数をとりまとめると同時に、各指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の状況を確認し、福祉避難所開設の判断を行います。開設決定後は、開設するまでの間、施設と調整を行います。
- (イ) 開設するまでの間、福祉避難所に配置する生活相談員等の人員、備蓄等の必要物資および移送手段を確保し、支援体制を整備します。
- (ウ) 福祉避難所に移送する「福祉避難所対象者一覧」を作成し、施設に受入れを依頼します。
- (エ) 福祉避難所閉鎖後、福祉避難所開設期間中に要した経費について施設と協議を行い、請求された費用の支払を行います。



第7章 関係機関・団体との連携

1 避難支援プランに基づく地域の取組

災害に対する取組は、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもとに、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。

災害時要援護者の避難支援プランは、地域において高齢者や障がい者など避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて誰が支援し、どこへの避難所へ避難させるかを定める、要援護者を対象とした避難支援の仕組み作りを主眼とするものです。

こうした取組を通じて日ごろからの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域において実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等を行う際には、日中や夜間、洪水や地震等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、自主防災組織、町内会、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみの取組が望まれます。

災害時の要援護者支援は地域(近隣)の共助の力が重要となることから、公・共・私役割分担を明確にし、共通認識を持っておくことが必要です。

2 市の役割

要援護者の避難支援に関する主な市の役割は、以下のとおりです。

(1) 防災部門

平常時には、自主防災組織の結成促進や組織体制の強化、防災ネットあきたへの登録推進等により地域への情報伝達体制の整備を進めます。災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報の発表、避難勧告又は避難指示の発令を行うとともに、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

(2) 福祉部門

災害時要援護者情報を集約・整理した避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストを作成し、日ごろから地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地区説明会やワークショップ等を開催し、地域における連携強化や名簿を活用した個別避難支援プラン作成をはじめとする具体的な取組について事例などを紹介するなど避難支援体制づくりを支援します。

また、避難支援等関係者には、会議や説明会開催時に、災害発生時には、本人や家族の生命・身体を守ることが大前提であり、要援護者への避難支援は可能な範囲で地域の中での共助として行って欲しい旨周知を図るとともに、避難支援対象者には、同意確認時に、災害時は地域みんなが被災者となることから、必ず支援を受けられるとは限らないため、自らの身の安全は、できるだけ自らが守るという意識を持つよう呼びかける等、避難支援等関係者が支援行動を行うにあたっての安全確保に努めます。

災害発生時には、各地区自主防災組織と町内会の代表者および地区民生児童委員協議会へ避難情報を伝達するとともに、安否確認情報の集約と要援護者支援に係る

関係機関等との連絡調整を行います。

また、避難所が設置された場合には職員を派遣し、要援護者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

(3) 保健部門

健康危機管理の拠点として、難病患者、精神障がい者等の災害時要援護者の避難動向および医療の継続状況を調査し、医師会や医療機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

3 地域の役割

地域の役割は、避難支援等関係者が相互に連携し、地域における災害時要援護者の避難支援の取組体制づくりや、要援護者の状況把握と支援者の確保、情報に基づく避難支援体制づくりの取組を進めていくものです。なお、それぞれの具体的な役割は、以下のとおりです。

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、町内会が中心となり、住民同士の協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織です。日ごろから、避難支援対象者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町内会と連携し実施します。災害発生時には、避難準備情報を支援者に伝えるとともに町内会や地域住民と協力して、避難支援対象者の避難誘導、安否確認を行います。

(2) 町内会

日ごろから、避難支援対象者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、民生委員や福祉協力員等と連携し、見守り活動を行います。災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、避難支援対象者の避難誘導、安否確認を行います。

(3) 民生委員

日ごろからの友愛訪問をとおして災害時要援護者の見守りを行うとともに、自主防災組織に協力し、個別避難支援プランを作成します。災害発生時には、避難所において福祉班に協力し、災害時要援護者の相談に応じます。

(4) 地区社会福祉協議会

地区内の住民の福祉の向上を目的とする自主的な住民組織であることを生かし、見守りネットワーク事業の実施等を通じて、日ごろからの地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

(5) 支援者（第3章 7(4)）

避難支援対象者を日ごろから見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難準備情報を受け、避難支援対象者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

(6) 事業所等

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日ごろから災害に備え災害対策を確立しておくことが必要です。また、地域住民や町内会等との協力体制の確保に努め、連携を図ることが大切です。

4 関係機関・団体の役割

(1) 秋田市民生児童委員協議会

日ごろから地区社会福祉協議会、町内会、自主防災組織等地域の関係団体との連携強化を進めるとともに、緊急時連絡網の整備や、要援護者台帳の整備、関係機関との災害ネットワークづくり、災害マップの作成などを行います。

(2) 秋田市社会福祉協議会

日ごろから地区社会福祉協議会や市民生児童委員協議会などの様々な地域福祉関係団体の連携を支援します。災害発生時には、市の要請により災害ボランティアセンターを設置し、被災者の自立と生活復興のために、ボランティアを被災者の生活支援につなぎます。

(3) 消防団

消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、地震や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防活動に当たります。また、災害時以外には火災の予防や住民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防防災のリーダーとしての役割を果たします。

(4) 福祉施設等

福祉避難所としての受入体制を整えておき、災害発生時には福祉避難所開設のための体制を整え災害時要援護者を受入れます。また、市に協力し、災害時要援護者等からの相談に対応します。

(5) 地域包括支援センター・福祉関係事業所

平常時から制度周知に努めるとともに、災害時でも継続的な福祉サービスの提供が可能な体制を構築するなど、秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会で作った「災害対応ガイドライン」に基づき対応します。災害発生時には要援護者への福祉サービスの提供を継続します。

(6) ボランティア団体等

災害ボランティアセンターと連携しながら、被災した要援護者へ様々な支援を行います。

(7) 日本赤十字社秋田県支部

在宅避難生活援助のために、診療訪問や必要に応じた資機材の配布等に協力します。

5 要援護者自身の役割

要援護者自身も「自分でできること」「自分ではできないこと」を明らかにし、「必要な支援」を周囲に周知していくことが必要です。また、地域の行事や防災訓練等に積極的に参加するなど日ごろから隣近所と交流やあいさつなどのコミュニケーションを保つことが大切です。

資 料

これまでの災害時要援護者対策

| 年・月 | 実施団体 | 実施事項等 |
|----------|------|---|
| 平成17年 3月 | 国 | 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を公表 |
| 平成17年～ | 市 | 「介助支援対象者名簿」の地域提供（高齢者実態調査） |
| 平成18年 3月 | 国 | 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂 |
| 平成20年 7月 | 県 | 「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を市町村に公表 |
| 平成21年 3月 | 市 | 「第2次秋田市地域福祉計画」策定 重点事業「災害時の要援護者の避難支援」 |
| 平成22年 3月 | 市 | 「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」策定 |
| 平成22年 7月 | 市 | 「避難支援対象者名簿（同意者のみ）」の地域提供開始 市内3地区の5町内会でモデル事業実施 |
| 平成23年 3月 | 市 | 東日本大震災発生 |
| 平成24年 3月 | 市 | 77施設・4特別支援学校を「福祉避難所」に指定 |
| 平成24年 7月 | 市 | 「秋田市災害対策基本条例」制定 |
| 平成24年12月 | 市 | 「要援護者把握用リスト（不同意者含む）」の地域提供開始 |
| 平成25年 6月 | 国 | 災害対策基本法改正 |
| 平成25年 8月 | 国 | 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」 を公表 |
| 平成26年 3月 | 市 | 「秋田市地域防災計画」第19次修正 「第3次秋田市地域福祉計画」策定 重点事業「災害に備えた支え合いの地域づくり」 |
| 平成27年 3月 | 市 | 「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」の改訂 |

同意書

平成 年 月 日

(宛先) 秋田市長

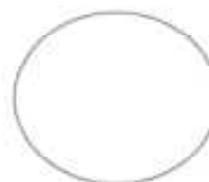
避難支援対象者名簿に登録されるわたしの氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、対象理由（高齢者・障がい者など）を、町内会・自主防災組織・地区の担当民生委員・県警察・市社会福祉協議会に情報提供することについて同意します。

| | | | | |
|------------|-----|------|------|-------------|
| ふりがな | | 男・女 | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成 |
| 氏名 | (印) | | | 年 月 日 |
| 住所 | 秋田市 | | | |
| 電話番号 | () | 町内会名 | | |
| 支援を必要とする理由 | | | | |

※代理の方が記入した場合お書きください

| | | | |
|----------|--|--------|--|
| 代理記載者の氏名 | | 本人との関係 | |
| 住所 | | 連絡先 | |

秋田市福祉総務課地域福祉推進室へ提出してください。



整理番号 -

『災害時のための避難支援対象者名簿』への登録申出書

(宛先) 秋田市長

※太枠の中をお書きください。

わたしは、秋田市避難支援対象者名簿に登録することを申し出します。

| | | | |
|----|---|---|---|
| 平成 | 年 | 月 | 日 |
|----|---|---|---|

| | | | | |
|------|-----|------|------|-------------|
| ふりがな | | | | 明治・大正・昭和・平成 |
| 氏名 | | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所 | 秋田市 | | | |
| 電話番号 | () | 町内会名 | | |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 避難支援対象者名簿に登録する理由 ※具体的な理由をご記入ください | 例) ・肢体不自由3級の身体障害者手帳を持っており、避難行動が難しい。 ・妊娠6か月であり、災害時の避難行動に不安がある。 ・日本に来てから期間が短く、日本語があまりわからない。 |
| 名簿に登録してほしい期間 | 例) 子どもが3歳になるまで、子どもが誕生するまで |

わたしは、秋田市避難支援対象者名簿に登録した私の個人情報を市(福祉部門、防災部門、消防部門)、地域の各団体(町内会、自主防災組織、民生委員など)および関係機関(県警察、市社会福祉協議会など)に提供することについて、同意します。

氏名 印

| | | | |
|----------|--|--------|--|
| 代理記載者の氏名 | | 本人との関係 | |
| 住所 | | 連絡先 | |

申出をいただいた場合、必要に応じて、市役所からご連絡をすることがあります。



様式第 1 号

要援護者把握用リストに関する覚書

秋田市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は要援護者把握用リスト（以下「リスト」という。）の交付および受領について、次のとおり覚書を締結する。

（リストの提供）

第 1 条 甲は、災害時に災害時要援護者の支援を円滑かつ確実にを行うことを目的に、リストを作成して、乙に交付するものとする。

（リスト受領者の責務）

第 2 条 乙は、リストを受領した際は、この情報が要援護者の個人情報に深く関わるものであることを鑑み、その情報を受領者のみにとどめ、災害時等の緊急対策以外には使用してはならないものとし、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

（相互協力）

第 3 条 甲および乙は、災害等の発生時における災害時要援護者の支援のため、相互に協力するものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

乙

⑩

秋田市避難場所・避難施設一覧（平成30年6月1日現在）

○指定避難場所（132か所（広域避難場所5か所含む））

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|--------------|---------------|--------|-------------|-------------|
| 1 | 金足西小学校グラウンド | 金足大清水字大清水台1 | 13,856 | 6,900 | 873-3231 |
| 2 | 下新城小学校グラウンド | 下新城笠岡字佐戸反10 | 23,134 | 11,550 | 873-3441 |
| 3 | 上新城小学校グラウンド | 上新城五十丁字大村屋敷22 | 9,112 | 4,550 | 870-2201 |
| 4 | 飯島小学校グラウンド | 飯島鼠田二丁目2-1 | 17,297 | 8,600 | 845-0377 |
| 5 | 港北小学校グラウンド | 土崎港北四丁目6-1 | 17,963 | 8,950 | 845-0056 |
| 6 | 土崎小学校グラウンド | 土崎港中央三丁目1-78 | 4,212 | 2,100 | 845-3271 |
| 7 | 土崎南小学校グラウンド | 土崎港東一丁目6-39 | 5,471 | 2,700 | 845-1009 |
| 8 | 外旭川小学校グラウンド | 外旭川字梶ノ目262-2 | 10,701 | 5,350 | 868-3200 |
| 9 | 泉小学校グラウンド | 泉中央六丁目2-1 | 9,110 | 4,550 | 864-8799 |
| 10 | 旭川小学校グラウンド | 手形字才ノ浜63 | 5,430 | 2,700 | 832-2862 |
| 11 | 広面小学校グラウンド | 広面字蟹沢29 | 11,434 | 5,700 | 833-0736 |
| 12 | 保戸野小学校グラウンド | 保戸野すわ町9-60 | 7,347 | 3,650 | 865-0987 |
| 13 | 八橋小学校グラウンド | 八橋大沼町7-1 | 10,438 | 5,200 | 862-6930 |
| 14 | 旭北小学校グラウンド | 山王三丁目1-35 | 6,400 | 3,200 | 823-8544 |
| 15 | 川尻小学校グラウンド | 川尻みよし町8-31 | 7,334 | 3,650 | 824-2374 |
| 16 | 旭南小学校グラウンド | 旭南一丁目15-1 | 9,188 | 4,550 | 824-5281 |
| 17 | 中通小学校グラウンド | 中通五丁目8-22 | 5,447 | 2,700 | 833-4341 |
| 18 | 築山小学校グラウンド | 檜山古川新町55-1 | 6,179 | 3,050 | 833-4305 |
| 19 | 東小学校グラウンド | 東通二丁目11-1 | 9,180 | 4,550 | 834-9291 |
| 20 | 下北手小学校グラウンド | 下北手松崎字谷崎201-1 | 11,100 | 5,550 | 832-7220 |
| 21 | 太平小学校グラウンド | 太平目長崎字上目長崎144 | 6,493 | 3,200 | 838-2244 |
| 22 | 勝平小学校グラウンド | 新屋松美ガ丘北町14-1 | 9,975 | 4,950 | 823-5660 |
| 23 | 牛島小学校グラウンド | 牛島東六丁目6-1 | 9,956 | 4,950 | 832-8296 |
| 24 | 大住小学校グラウンド | 仁井田字西潟敷33 | 11,028 | 5,500 | 839-0611 |
| 25 | 仁井田小学校グラウンド | 仁井田本町四丁目7-1 | 13,044 | 6,500 | 839-2350 |
| 26 | 四ツ小屋小学校グラウンド | 四ツ小屋字街道東256-1 | 12,876 | 6,400 | 839-2050 |
| 27 | 上北手小学校グラウンド | 上北手猿田字館ノ下38 | 5,590 | 2,750 | 839-2150 |
| 28 | 日新小学校グラウンド | 新屋栗田町24-1 | 6,718 | 3,350 | 828-4408 |
| 29 | 豊岩小学校グラウンド | 豊岩豊巻字内縄尻172-1 | 4,252 | 2,100 | 828-3236 |
| 30 | 下浜小学校グラウンド | 下浜羽川字水垂92 | 5,182 | 2,550 | 879-2006 |
| 31 | 桜小学校グラウンド | 桜四丁目12-1 | 7,124 | 3,550 | 833-3375 |
| 32 | 飯島南小学校グラウンド | 飯島西袋一丁目1-2 | 9,562 | 4,750 | 847-1245 |
| 33 | 高清水小学校グラウンド | 将軍野南一丁目2-16 | 13,700 | 6,850 | 845-0831 |
| 34 | 寺内小学校グラウンド | 寺内堂ノ沢二丁目14-1 | 8,498 | 4,200 | 846-8501 |
| 35 | 御所野小学校グラウンド | 御所野元町五丁目1-1 | 11,198 | 5,550 | 826-1070 |
| 36 | 明德小学校グラウンド | 千秋公園1-13 | 11,789 | 5,850 | 833-4737 |
| 37 | 旧川添小学校グラウンド | 雄和椿川字長者屋敷36-1 | 9,593 | 4,750 | 886-3333 |
| 38 | 旧種平小学校グラウンド | 雄和種沢字戸草沢209 | 9,045 | 4,500 | 886-2594 |
| 39 | 旧戸米川小学校グラウンド | 雄和戸賀沢字金山沢20 | 11,890 | 5,900 | 886-2222 |
| 40 | 旧大正寺小学校グラウンド | 雄和新波字寺沢32-8 | 18,650 | 9,300 | 887-2500 |
| 41 | 戸島小学校グラウンド | 河辺戸島字本町123 | 13,136 | 6,550 | 882-2341 |
| 42 | 河辺小学校グラウンド | 河辺和田字岡村164 | 19,820 | 9,900 | 882-3323 |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|-----------------|------------------|--------|-------------|-------------|
| 43 | 北中学校グラウンド | 下新城中野字街道端西241-90 | 10,346 | 5,150 | 873-2411 |
| 44 | 土崎中学校グラウンド | 土崎港北一丁目3-1 | 10,620 | 5,300 | 845-0406 |
| 45 | 将軍野中学校グラウンド | 将軍野南一丁目12-1 | 12,925 | 6,450 | 845-1752 |
| 46 | 泉中学校グラウンド | 泉北二丁目6-1 | 10,113 | 5,050 | 863-8901 |
| 47 | 東中学校グラウンド | 手形休下町10-51 | 8,245 | 4,100 | 833-8261 |
| 48 | 秋田大学附属中学校グラウンド | 保戸野原の町7-75 | 8,556 | 4,250 | 862-3350 |
| 49 | 山王中学校グラウンド | 山王三丁目1-24 | 8,910 | 4,450 | 823-8361 |
| 50 | 南中学校グラウンド | 南通宮田15-1 | 10,714 | 5,350 | 833-8467 |
| 51 | 城東中学校グラウンド | 広面字鍋沼17 | 13,959 | 6,950 | 834-9281 |
| 52 | 城南中学校グラウンド | 檜山城南町4-1 | 8,569 | 4,250 | 834-2367 |
| 53 | 西中学校グラウンド | 新屋大川町19-75 | 20,524 | 10,250 | 828-4644 |
| 54 | 御野場中学校グラウンド | 仁井田字中新田223 | 12,558 | 6,250 | 839-0681 |
| 55 | 勝平中学校グラウンド | 新屋北浜町13-1 | 10,812 | 5,400 | 863-7782 |
| 56 | 飯島中学校グラウンド | 飯島字田尻堰越48 | 9,871 | 4,900 | 846-3481 |
| 57 | 外旭川中学校グラウンド | 外旭川字梶ノ目50 | 22,951 | 11,450 | 868-3100 |
| 58 | 下北手中学校グラウンド | 下北手松崎字走り崎14 | 11,000 | 5,500 | 832-7222 |
| 59 | 桜中学校グラウンド | 桜台一丁目1-1 | 12,790 | 6,350 | 837-5305 |
| 60 | 河辺中学校グラウンド | 河辺北野田高屋字雷谷地84 | 45,849 | 22,900 | 882-2148 |
| 61 | 岩見三内中学校グラウンド | 河辺三内字外川原39 | 10,911 | 5,450 | 883-2221 |
| 62 | 金足農業高校グラウンド | 金足追分字海老穴102-4 | 29,000 | 14,500 | 873-3311 |
| 63 | 秋田中央高校グラウンド | 土崎港南三丁目2-78 | 13,000 | 6,500 | 845-0921 |
| 64 | 秋田高校グラウンド | 手形字中台1 | 50,000 | 25,000 | 832-7200 |
| 65 | 秋田北高校グラウンド | 千秋中島町8-1 | 8,000 | 4,000 | 834-1371 |
| 66 | 秋田工業高校グラウンド | 保戸野金砂町3-1 | 20,000 | 10,000 | 823-7326 |
| 67 | 聖霊高校グラウンド | 南通みその町4-83 | 5,000 | 2,500 | 833-7311 |
| 68 | 秋田商業高校グラウンド | 新屋勝平台1-1 | 39,299 | 19,600 | 823-4308 |
| 69 | 明桜高校グラウンド | 下北手桜字守沢8-1 | 32,000 | 16,000 | 836-1324 |
| 70 | 秋田南高校グラウンド | 仁井田緑町4-1 | 4,900 | 2,450 | 833-7431 |
| 71 | 秋田新屋高校グラウンド | 豊岩石田坂字鎌塚77-3 | 32,000 | 16,000 | 828-5859 |
| 72 | 御所野学院グラウンド | 御所野地藏田四丁目31 | 24,632 | 12,300 | 889-9150 |
| 73 | 秋田工業高等専門学校グラウンド | 飯島文京町1-1 | 87,000 | 43,500 | 847-6005 |
| 74 | 感恩講保育園グラウンド | 寺内神屋敷2-1 | 5,000 | 2,500 | 845-0483 |
| 75 | 秋田大学野球場 | 手形学園町1 | 18,000 | 9,000 | 889-2207 |
| 76 | 秋田大学グラウンド | 手形住吉町地内 | 33,000 | 16,500 | 889-2207 |
| 77 | ノースアジア大学グラウンド | 下北手桜字守沢46-1 | 16,000 | 8,000 | 836-1324 |
| 78 | 秋田県立大学陸上競技場 | 下新城中野字街道端西241-7 | 22,347 | 11,150 | 872-1500 |
| 79 | 秋田公立美術大学グラウンド | 新屋大川町12-3 | 7,900 | 3,950 | 888-8100 |
| 80 | 栗田養護学校グラウンド | 新屋栗田町10-10 | 1,540 | 750 | 828-1162 |
| 81 | 日赤秋田看護大学グラウンド | 上北手猿田字苗代沢17-3 | 9,408 | 4,700 | 829-4000 |
| 82 | 秋田きらり支援学校グラウンド | 南ヶ丘1丁目1-1 | 9,130 | 4,550 | 889-8573 |
| 83 | 平和公園 | 泉字五庵山135 | 60,000 | 30,000 | |
| 84 | 前谷地近隣公園 | 外旭川字前谷地地内 | 20,000 | 10,000 | |
| 85 | 山王第一街区公園 | 山王三丁目地内 | 7,000 | 3,500 | |
| 86 | 総社神社街区公園 | 川尻総社町14-6 | 8,200 | 4,100 | |
| 87 | 檜山緑地(檜山公園) | 檜山南中町1-9 | 6,000 | 3,000 | 834-9844 |
| 88 | 拠点第一街区公園 | 東通仲町16 | 7,500 | 3,750 | |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|-----------------------------|------------------|---------|-------------|-------------|
| 89 | 桜台中央公園 | 桜台二丁目5 | 6,003 | 3,000 | |
| 90 | 市立体育館第2駐車場 | 八橋本町六丁目地内 | 1,156 | 575 | |
| 91 | 八橋墓地公園 | 八橋本町六丁目地内 | 600 | 300 | |
| 92 | 牛島運動公園 | 牛島東一丁目5 | 5,562 | 2,750 | |
| 93 | 下浜羽川遊園地 | 下浜羽川字二十町41-2 | 964 | 450 | |
| 94 | 光沼近隣公園 | 土崎港相染町字沼端77 | 28,900 | 14,450 | 847-4602 |
| 95 | 土崎駅東第三街区公園 | 土崎港北二丁目18 | 3,500 | 1,750 | |
| 96 | 桜ガ丘第四児童遊園地(桜ガ丘中央公園) | 桜ガ丘三丁目4 | 4,392 | 2,150 | |
| 97 | 大平台三号公園(もみの木の公園) | 大平台一丁目14 | 6,441 | 3,200 | |
| 98 | 秋田県立中央公園 | 雄和椿川地内 | 77,000 | 38,500 | 886-3131 |
| 99 | 竹の花公園 | 雄和新波字清水木233 | 5,000 | 2,500 | |
| 100 | 旧金足東小学校グラウンド | 金足片田字待入109 | 6,358 | 3,150 | 866-2242 |
| 101 | 古川町街区公園(土崎市民グラウンド) | 土崎港西四丁目3-1 | 9,400 | 4,700 | 846-1133 |
| 102 | 外旭川地域運動広場 (旧外旭川中学校グラウンド) | 外旭川八幡田一丁目18 | 10,175 | 5,050 | |
| 103 | 八橋陸上競技場 | 八橋運動公園1-10 | 29,458 | 14,700 | 823-1472 |
| 104 | 八橋球技場(ラグビー場) | 八橋運動公園地内 | 16,268 | 8,100 | 883-1870 |
| 105 | 八橋硬式野球場 | 八橋運動公園1-7 | 17,631 | 8,800 | 867-1000 |
| 106 | 八橋第2球技場・健康広場 | 八橋運動公園地内 | 9,940 | 4,950 | 883-1870 |
| 107 | 下浜八田地域運動広場 (旧八田小学校グラウンド) | 下浜八田字餅田42 | 4,063 | 2,000 | |
| 108 | 横森地域運動広場 | 横森三丁目3 | 8,340 | 4,150 | |
| 109 | 秋田モータースクール | 茨島四丁目3-36 | 18,839 | 9,400 | 864-5515 |
| 110 | 下浜旧ゲートボール場 | 下浜羽川字横長根32-25 | 3,834 | 1,900 | |
| 111 | 勝平市民グラウンド | 新屋豊町153-1 | 23,547 | 11,750 | 866-1055 |
| 112 | 茨島多目的運動広場 | 茨島一丁目12-12 | 4,000 | 2,000 | |
| 113 | 旧山谷小学校グラウンド | 太平山谷字中山谷143 | 5,613 | 2,800 | 838-2240 |
| 114 | 秋田県中央地区老人福祉総合エリア駐車場 | 御所野下堤五丁目1-1 | 24,323 | 12,161 | 829-2151 |
| 115 | 雄和新波野球場 | 雄和新波字寺沢31-1 | 11,512 | 5,750 | |
| 116 | 雄和花の森野球場 | 雄和石田字蟹沢39 | 13,840 | 6,900 | 886-8133 |
| 117 | 雄和ふれあいプラザ敷地 | 雄和妙法字上大部77-1 | 2,955 | 1,450 | |
| 118 | JA新あきた農協雄和支店駐車場 | 雄和石田字中大部3 | 5,780 | 2,850 | 886-3111 |
| 119 | JA新あきた農協大正寺資材倉庫駐車場 | 雄和新波字本屋敷1-1 | 2,000 | 1,000 | 887-2211 |
| 120 | 河辺体育館駐車場 | 河辺和田字上中野186 | 5,244 | 2,600 | 882-3654 |
| 121 | 河辺総合福祉交流センター駐車場 | 河辺北野田高屋字上前田表66-1 | 14,701 | 7,350 | 881-1201 |
| 122 | 旧赤平小学校グラウンド | 河辺赤平字小曾根80 | 12,239 | 6,100 | 883-2211 |
| 123 | 旧岩見三内小学校グラウンド | 河辺岩見字鍛冶屋敷14 | 14,546 | 7,250 | 883-2211 |
| 124 | 秋田県健康増進交流センターフォーレ前駐車場 | 河辺三内字丸舞1-1 | 1,980 | 990 | 884-2111 |
| 125 | 和田駅前駐車場 | 河辺和田字上中野129 | 4,286 | 2,100 | |
| 126 | 高清水公園 | 寺内大畑地内 | 105,000 | 52,500 | |
| 127 | 八橋運動公園 | 八橋運動公園地内 | 198,000 | 99,000 | 823-1472 |
| 128 | 大森山公園 | 浜田地内 | 291,000 | 145,500 | 828-3754 |
| 129 | 千秋公園 | 千秋公園1 | 162,900 | 81,450 | 832-5893 |
| 130 | 秋田カントリークラブ | 新屋町字砂奴寄5-1 | 100,000 | 50,000 | 863-6541 |
| 131 | 秋操近隣公園 | 泉中央六丁目3値内 | 19,000 | 9,500 | |
| 132 | 秋田県農業試験場駐車場第1駐車場 | 雄和相川字源八沢34-1 | 2,240 | 1,120 | 881-3309 |

○指定避難所（145か所）

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|-----------|---------------|-------|-------------|-------------|
| 1 | 保戸野小学校 | 保戸野すわ町9-60 | 1,258 | 419 | 865-0987 |
| 2 | 明德小学校 | 千秋公園1-13 | 1,024 | 341 | 833-4737 |
| 3 | 築山小学校 | 檜山古川新町55-1 | 1,038 | 346 | 833-4305 |
| 4 | 旭北小学校 | 山王三丁目1-35 | 1,092 | 364 | 823-8544 |
| 5 | 中通小学校 | 中通五丁目8-22 | 902 | 300 | 833-4341 |
| 6 | 旭南小学校 | 旭南一丁目15-1 | 776 | 258 | 824-5281 |
| 7 | 牛島小学校 | 牛島東六丁目6-1 | 1,252 | 417 | 832-8296 |
| 8 | 川尻小学校 | 川尻みよし町8-31 | 1,012 | 337 | 824-2374 |
| 9 | 旭川小学校 | 手形字才ノ浜63 | 989 | 329 | 832-2862 |
| 10 | 土崎小学校 | 土崎港中央三丁目1-78 | 957 | 319 | 845-3271 |
| 11 | 港北小学校 | 土崎港北四丁目6-1 | 1,011 | 337 | 845-0056 |
| 12 | 土崎南小学校 | 土崎港東一丁目6-39 | 980 | 326 | 845-1009 |
| 13 | 高清水小学校 | 将軍野南一丁目2-16 | 1,248 | 416 | 845-0831 |
| 14 | 広面小学校 | 広面字蟹沢29 | 1,039 | 346 | 833-0736 |
| 15 | 日新小学校 | 新屋栗田町24-1 | 868 | 289 | 828-4408 |
| 16 | 勝平小学校 | 新屋松美ガ丘北町14-1 | 1,544 | 514 | 823-5660 |
| 17 | 太平小学校 | 太平目長崎字上目長崎144 | 518 | 172 | 838-2244 |
| 18 | 外旭川小学校 | 外旭川字梶ノ目262-2 | 1,073 | 357 | 868-3200 |
| 19 | 飯島小学校 | 飯島鼠田二丁目2-1 | 1,077 | 359 | 845-0377 |
| 20 | 下新城小学校 | 下新城笠岡字佐戸反10 | 914 | 304 | 873-3441 |
| 21 | 上新城小学校 | 上新城五十丁字大村屋敷22 | 677 | 225 | 870-2201 |
| 22 | 仁井田小学校 | 仁井田本町四丁目7-1 | 1,011 | 337 | 839-2350 |
| 23 | 四ツ小屋小学校 | 四ツ小屋字街道東256-1 | 979 | 326 | 839-2050 |
| 24 | 上北手小学校 | 上北手猿田字館ノ下38 | 824 | 274 | 839-2150 |
| 25 | 下北手小学校 | 下北手松崎字谷崎202-1 | 780 | 260 | 832-7220 |
| 26 | 下浜小学校 | 下浜羽川字水垂92 | 758 | 252 | 879-2006 |
| 27 | 金足西小学校 | 金足大清水字大清水台1 | 794 | 264 | 873-3231 |
| 28 | 八橋小学校 | 八橋大沼町7-1 | 928 | 309 | 862-6930 |
| 29 | 東小学校 | 東通二丁目11-1 | 989 | 329 | 834-9291 |
| 30 | 泉小学校 | 泉中央六丁目2-1 | 999 | 333 | 864-8799 |
| 31 | 大住小学校 | 仁井田字西潟敷33 | 989 | 329 | 839-0611 |
| 32 | 桜小学校 | 桜四丁目12-1 | 960 | 320 | 833-3375 |
| 33 | 飯島南小学校 | 飯島西袋一丁目1-2 | 986 | 328 | 847-1245 |
| 34 | 秋田大学附属小学校 | 保戸野原の町13-1 | 1,438 | 479 | 862-2593 |
| 35 | 寺内小学校 | 寺内堂ノ沢二丁目14-1 | 1,092 | 364 | 846-8501 |
| 36 | 御所野小学校 | 御所野元町五丁目1-1 | 1,258 | 419 | 826-1070 |
| 37 | 岩見三内小学校 | 河辺三内字外川原39 | 298 | 99 | 883-2211 |
| 38 | 河辺小学校 | 河辺和田字岡村164 | 1,023 | 341 | 882-3323 |
| 39 | 戸島小学校 | 河辺戸島字本町123 | 876 | 292 | 882-2341 |
| 40 | 雄和小学校 | 雄和石田字蟹沢40 | 546 | 182 | 886-2346 |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|----------------|-----------------|-------|-------------|-------------|
| 41 | 東中学校 | 手形休下町10-51 | 1,773 | 591 | 833-8261 |
| 42 | 南中学校 | 南通宮田15-1 | 1,963 | 654 | 833-8467 |
| 43 | 山王中学校 | 山王三丁目1-24 | 1,959 | 653 | 823-8361 |
| 44 | 土崎中学校 | 土崎港北一丁目3-1 | 1,834 | 611 | 845-0406 |
| 45 | 西中学校 | 新屋大川町19-75 | 1,811 | 603 | 828-4644 |
| 46 | 外旭川中学校 | 外旭川字梶ノ目50 | 1,010 | 336 | 868-3100 |
| 47 | 北中学校 | 下新城野字街道端西241-90 | 1,010 | 336 | 873-2411 |
| 48 | 豊岩中学校 | 豊岩豊巻字内縄尻90-2 | 656 | 218 | 828-3235 |
| 49 | 城南中学校 | 檜山城南町4-1 | 1,834 | 611 | 834-2367 |
| 50 | 下北手中学校 | 下北手松崎字走り崎14 | 847 | 282 | 832-7222 |
| 51 | 下浜中学校 | 下浜羽川字水垂92 | 707 | 235 | 879-2011 |
| 52 | 城東中学校 | 広面字鍋沼17 | 2,032 | 677 | 834-9281 |
| 53 | 泉中学校 | 泉北二丁目6-1 | 1,775 | 591 | 863-8901 |
| 54 | 将軍野中学校 | 将軍野南一丁目12-1 | 1,804 | 601 | 845-1752 |
| 55 | 御野場中学校 | 仁井田字中新田223 | 1,793 | 597 | 839-0681 |
| 56 | 勝平中学校 | 新屋北浜町13-1 | 1,684 | 561 | 863-7782 |
| 57 | 飯島中学校 | 飯島字田尻堰越48 | 1,834 | 611 | 846-3481 |
| 58 | 秋田大学附属中学校 | 保戸野原の町7-75 | 1,786 | 595 | 862-3350 |
| 59 | 桜中学校 | 桜台一丁目1-1 | 1,680 | 560 | 837-5305 |
| 60 | 御所野学院中学校 | 御所野地藏田四丁目1-1 | 1,432 | 477 | 889-8330 |
| 61 | 雄和中学校 | 雄和石田字蟹沢40 | 1,162 | 387 | 886-2345 |
| 62 | 河辺中学校 | 河辺北野田高屋字雷谷地84 | 1,686 | 562 | 882-2321 |
| 63 | 岩見三内中学校 | 河辺三内字外川原39 | 1,053 | 351 | 883-2221 |
| 64 | 秋田北高等学校 | 千秋中島町8-1 | 1,840 | 613 | 834-1371 |
| 65 | 秋田工業高等学校 | 保戸野金砂町3-1 | 2,040 | 680 | 823-7326 |
| 66 | 秋田高等学校 | 手形字中台1 | 1,873 | 624 | 832-7200 |
| 67 | 秋田中央高等学校 | 土崎港南三丁目2-78 | 1,880 | 626 | 845-0921 |
| 68 | 秋田南高等学校 | 仁井田緑町4-1 | 1,690 | 563 | 833-7431 |
| 69 | 秋田商業高等学校 | 新屋勝平台1-1 | 3,752 | 1,250 | 823-4308 |
| 70 | 金足農業高等学校 | 金足追分字海老穴102-4 | 1,390 | 463 | 873-3311 |
| 71 | 明桜高等学校 | 下北手桜字守沢8-1 | 4,850 | 1,616 | 836-2471 |
| 72 | 秋田和洋女子高等学校 | 千秋明德町2-26 | 1,285 | 428 | 833-1353 |
| 73 | 新屋高等学校 | 豊岩石田坂字鎌塚77-3 | 1,898 | 632 | 828-5859 |
| 74 | 御所野学院高等学校 | 御所野地藏田四丁目1-1 | 1,189 | 396 | 889-9150 |
| 75 | 秋田工業高等専門学校 | 飯島文京町1-1 | 1,100 | 366 | 847-6005 |
| 76 | 秋田大学体育館 | 手形住吉町6 | 2,591 | 863 | 889-2207 |
| 77 | 聖園学園短期大学 | 保戸野すわ町1-58 | 1,051 | 350 | 823-1920 |
| 78 | 聖霊女子短期大学 | 寺内高野10-33 | 500 | 166 | 845-4111 |
| 79 | 秋田公立美術大学附属高等学院 | 新屋大川町12-3 | 852 | 284 | 828-4127 |
| 80 | 栗田養護学校 | 新屋栗田町10-10 | 750 | 250 | 828-1162 |
| 81 | 秋田公立美術大学 | 新屋大川町12-3 | 1,199 | 399 | 888-8100 |
| 82 | 日赤秋田看護大学 | 上北手猿田字苗代沢17-3 | 1,283 | 427 | 828-1162 |
| 83 | 秋田きらり支援学校 | 南ヶ丘1丁目1-1 | 624 | 208 | 889-8573 |
| 84 | 旧金足東小学校 | 金足片田字待入109 | 718 | 239 | |
| 85 | 旧山谷小学校 | 太平山谷字中山谷143 | 560 | 186 | |
| 86 | 旧赤平小学校 | 河辺赤平字小曾根80 | 591 | 197 | |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|---------------------------|----------------|-------|-------------|-------------|
| 87 | 北部市民サービスセンター | 土崎港西五丁目3-1 | 1,216 | 405 | 846-2261 |
| 88 | 西部市民サービスセンター | 新屋扇町13-34 | 550 | 183 | 888-8080 |
| 89 | 南部市民サービスセンター | 御野場一丁目5-1 | 381 | 127 | 838-1212 |
| 90 | 東部市民サービスセンター | 広面字釣瓶町13-3 | 450 | 150 | 853-1039 |
| 91 | 桜地区コミュニティセンター | 桜台一丁目1-4 | 352 | 117 | 834-2815 |
| 92 | 北部公民館 | 下新城中野字前谷地263 | 688 | 229 | 873-4839 |
| 93 | 太平地区コミュニティセンター | 太平目長崎字沼田42 | 279 | 93 | 838-2111 |
| 94 | 上新城地区コミュニティセンター | 上新城五十丁字小林88-5 | 127 | 42 | 870-2845 |
| 95 | 上北手地区コミュニティセンター | 上北手猿田字四ツ小屋29-1 | 127 | 42 | 839-2522 |
| 96 | 下北手地区コミュニティセンター | 下北手柳館字前田面133-1 | 191 | 63 | 833-1461 |
| 97 | 金足地域センター | 金足小泉字上前55 | 218 | 72 | 873-2111 |
| 98 | 旭川地区コミュニティセンター | 手形字才ノ浜51-2 | 368 | 122 | 835-1712 |
| 99 | 東地区コミュニティセンター | 広面字鬼頭38 | 368 | 122 | 833-9967 |
| 100 | 勝平地区コミュニティセンター | 新屋松美ガ丘東町10-10 | 372 | 124 | 862-1618 |
| 101 | 飯島地区コミュニティセンター | 飯島松根東町5-22 | 384 | 128 | 845-1731 |
| 102 | 寺内地区コミュニティセンター | 寺内神屋敷13-23 | 242 | 80 | 845-0537 |
| 103 | 外旭川地区コミュニティセンター | 外旭川字四百刈76 | 368 | 122 | 868-5075 |
| 104 | 檜山地区コミュニティセンター | 檜山南中町1-9 | 627 | 209 | 834-9844 |
| 105 | 将軍野地区コミュニティセンター | 将軍野南四丁目8-8 | 240 | 80 | 845-1408 |
| 106 | 泉地区コミュニティセンター | 泉北一丁目20-27 | 360 | 120 | 824-8035 |
| 107 | 明德地区コミュニティセンター | 手形住吉町2-27 | 307 | 102 | 836-1636 |
| 108 | 大住地区コミュニティセンター | 仁井田字西潟敷463 | 347 | 115 | 839-6900 |
| 109 | 八橋地区コミュニティセンター | 八橋本町五丁目2-27 | 368 | 122 | 866-8341 |
| 110 | 旭北地区コミュニティセンター | 大町四丁目4-15 | 334 | 111 | 866-7266 |
| 111 | 保戸野地区コミュニティセンター | 保戸野中町6-12 | 335 | 111 | 824-4701 |
| 112 | 下新城交流センター | 下新城笠岡字堰場193-4 | 145 | 48 | 873-2112 |
| 113 | 豊岩地区コミュニティセンター | 豊岩豊巻字内縄尻224-1 | 145 | 48 | 828-2135 |
| 114 | 下浜地区コミュニティセンター | 下浜羽川字下野1-76 | 198 | 66 | 879-2005 |
| 115 | 川尻地区コミュニティセンター | 川尻みよし町8-16 | 360 | 120 | 866-2770 |
| 116 | 港北地区コミュニティセンター | 土崎港北三丁目7-9 | 333 | 111 | 847-2340 |
| 117 | 旭南地区コミュニティセンター | 旭南一丁目15-5 | 179 | 59 | 865-3337 |
| 118 | 茨島地区コミュニティセンター | 茨島一丁目4-71 | 265 | 87 | 823-0374 |
| 119 | 秋田市民交流プラザ | 東通仲町4-1 | 1,837 | 612 | 887-5310 |
| 120 | 県立体育館 | 八橋運動公園1-12 | 2,250 | 750 | 862-3782 |
| 121 | 茨島体育館 | 茨島一丁目4-71 | 1,276 | 425 | 865-1417 |
| 122 | 一つ森公園コミュニティ体育館 | 下北手桜字蛭沢141-7 | 2,688 | 896 | 831-8300 |
| 123 | 大森山老人と子どもの家 | 浜田字出小屋333-1 | 750 | 250 | 828-1651 |
| 124 | 秋田県スポーツ科学センター | 八橋運動公園1-5 | 1,950 | 650 | 864-7911 |
| 125 | 秋田県児童会館 | 山王中島町1-2 | 2,232 | 744 | 865-1161 |
| 126 | 秋田県青少年交流センター | 寺内神屋敷3-1 | 489 | 163 | 880-2301 |
| 127 | 秋田県ゆとり生活創造センター(遊学舎) | 上北手荒巻字堺切24-2 | 270 | 90 | 829-5801 |
| 128 | 秋田県中央地区老人福祉総合エリア | 御所野下堤五丁目1-1 | 1,833 | 611 | 829-2151 |
| 129 | 長者やま荘(雄和地区北部 コミュニティ施設) | 雄和椿川字長者屋敷38-1 | 340 | 113 | 886-2206 |
| 130 | 雄和サイクリングターミナル | 雄和椿川字奥椿岱145-2 | 454 | 151 | 886-3766 |
| 131 | 雄和市民サービスセンター | 雄和妙法字上大部48-1 | 841 | 280 | 886-5511 |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 面積(㎡) | 収容人員 (人) | 連絡先 電話番号 |
|-----|---------------------------------|------------------|-------|-------------|-------------|
| 132 | 雄和体育館 | 雄和妙法字上大部95-1 | 1,094 | 364 | 886-2844 |
| 133 | 雄和基幹集落センター(大正寺連絡所) | 雄和新波字樋口62-2 | 463 | 154 | 887-2111 |
| 134 | 雄和南体育館 | 雄和神ヶ村字陳笠259 | 791 | 263 | 887-2318 |
| 135 | 河辺体育館 | 河辺和田字上中野186 | 1,008 | 336 | 882-3654 |
| 136 | 河辺総合福祉交流センター | 河辺北野田高屋字上前田表66-1 | 2,110 | 703 | 881-1201 |
| 137 | 河辺市民サービスセンター | 河辺和田字北条ヶ崎38-2 | 560 | 186 | 882-5221 |
| 138 | 河辺岩見三内地区コミュニティセンター | 河辺三内字外川原34-1 | 779 | 259 | 883-2111 |
| 139 | 秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ) | 河辺三内字丸舞1-1 | 1,002 | 334 | 884-2111 |
| 140 | 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター (ユフォーレ体育館) | 河辺三内字丸舞1-1 | 535 | 178 | 884-2111 |
| 141 | 上三内農村集落センター | 河辺三内字三内段91 | 186 | 62 | |
| 142 | 砂子淵公民館 | 河辺三内字高畑63 | 204 | 68 | |
| 143 | 東生活改善センター | 河辺岩見字東49-50 | 197 | 65 | |
| 144 | 中央市民サービスセンター | 山王一丁目1-1 | 375 | 125 | 888-5640 |
| 145 | 旧川添小学校 | 雄和椿川字長者屋敷36 | 711 | 237 | |
| 146 | 旧種平小学校 | 雄和種沢字戸草沢209 | 712 | 237 | |
| 147 | 旧大正寺小学校 | 雄和新波字寺沢32-8 | 866 | 288 | |
| 148 | 秋田県農業試験場 | 雄和相川字源八沢34-1 | 746 | 248 | |

○指定緊急避難場所(津波避難場所)(46か所)

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 所在地面 海拔(m) | 収容人員 (人) |
|-----|-------------------------|----------------|---------------|-------------|
| 1 | 医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院 第二、第三駐車場 | 飯島字堀川84 | 20 | 2,000 |
| 2 | 飯島老人いこいの家敷地 | 飯島字堀川84-191 | 30 | 970 |
| 3 | 飯島西部街区公園 | 飯島川端三丁目地内 | 12 | 2,500 |
| 4 | 秋田市立飯島小学校校庭・グラウンド | 飯島鼠田二丁目2-1 | 21 | 19,970 |
| 5 | 飯島穀丁第四児童遊園地(松風団地) | 飯島字穀丁地内 | 11 | 250 |
| 6 | 宗教法人雲祥院霊園および山林 | 飯島穀丁6 | 13 | 1,700 |
| 7 | 飯島地区コミュニティセンター敷地 | 飯島松根東町5-22 | 10 | 1,300 |
| 8 | 飯島神社街区公園 | 飯島松根西町地内 | 10 | 4,600 |
| 9 | 琴平第二街区公園 | 土崎港中央四丁目地内 | 12 | 1,800 |
| 10 | 秋田市立土崎南小学校グラウンド | 土崎港東一丁目6-39 | 13 | 5,470 |
| 11 | イオンリテール株式会社イオン土崎港店敷地 | 土崎港南二丁目3-48 | 14 | 10,480 |
| 12 | 秋田市立将軍野中学校グラウンド | 将軍野南一丁目12-1 | 18 | 12,920 |
| 13 | 秋田市立高清水小学校グラウンド | 将軍野南一丁目2-16 | 28 | 13,700 |
| 14 | 高清水公園 | 寺内大畑地内 | 45 | 105,000 |
| 15 | 寺内地区コミュニティセンター敷地 | 寺内神屋敷13-23 | 28 | 1,700 |
| 16 | 秋田市立寺内小学校グラウンド | 寺内堂ノ沢二丁目14-1 | 9 | 8,490 |
| 17 | 秋田県青少年交流センター駐車場 | 寺内神屋敷3-1 | 12 | 3,120 |
| 18 | 八橋運動公園 | 八橋運動公園地内 | 16 | 198,000 |
| 19 | 総社神社街区公園 | 川尻総社町地内 | 9 | 8,200 |
| 20 | 秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場 | 新屋字砂奴寄5-1 | 31 | 110,350 |
| 21 | 向浜運動広場内旧運転練習場 | 新屋字砂奴寄7-7の一部ほか | 27 | 10,000 |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 所在地面 海拔(m) | 収容人員 (人) |
|-----|--|---------------|---------------|-------------|
| 22 | 秋田市立秋田商業高等学校グラウンド (サッカー場、硬式野球場、陸上競技場) | 新屋勝平台1-1 | 15 | 37,060 |
| 23 | 国土交通省秋田防災ステーション敷地 | 新屋町字天秤野148-7 | 23 | 9,400 |
| 24 | 秋田市立勝平小学校グラウンド | 新屋松美ガ丘北町14-1 | 13 | 9,970 |
| 25 | 秋田市立勝平中学校グラウンド | 新屋北浜町13-1 | 19 | 10,810 |
| 26 | 松美ヶ丘第三街区公園 | 新屋松美ガ丘南町地内 | 14 | 3,000 |
| 27 | 新屋松美町緑道 (勝平日吉神社隣接広場) | 新屋松美町地内 | 27 | 6,300 |
| 28 | 割山自動車教習所コース部敷地 | 新屋割山町1-26 | 7 | 9,050 |
| 29 | 秋田県立栗田養護学校グラウンド | 新屋栗田町10-10 | 29 | 1,540 |
| 30 | 秋田市立日新小学校グラウンド | 新屋栗田町24-1 | 22 | 6,710 |
| 31 | 大森山公園 | 浜田字大森山地内 | 63 | 291,000 |
| 32 | 秋田市立浜田小学校グラウンド | 浜田字自在山47-2 | 27 | 18,780 |
| 33 | もしもしピット秋田市はまなす広場 | 浜田字滝ノ元地内 | 55 | 1,800 |
| 34 | 医療法人緑陽会笠松病院敷地 | 浜田字藍ノ原52 | 37 | 3,200 |
| 35 | 長浜地区運動公園 | 下浜長浜字藤木台・兜森地内 | 45 | 3,500 |
| 36 | 下浜旧ゲートボール場 | 下浜羽川字横長根32-25 | 28 | 3,830 |
| 37 | 秋田市立下浜小・中学校グラウンド | 下浜羽川字水垂92 | 23 | 5,180 |
| 38 | 下浜工業団地緑地 | 下浜羽川字下山地内 | 46 | 830 |
| 39 | 羽川岩城地区周辺山林 | 下浜羽川字岩城地内 | 19 | 1,000 |
| 40 | 秋田県立新屋高等学校グラウンド (野球場・陸上競技場) | 豊岩石田坂字鎌塚77-3 | 18 | 21,538 |
| 41 | 桂根グラウンドゴルフ場 | 下浜桂根字大台56-33 | 51 | 14,000 |
| 42 | 珠林寺 墓地駐車場 | 下浜羽川字寺ノ下22 | 25 | 750 |
| 43 | 八幡神社境内 | 下浜羽川字家ノ腰209 | 11 | 900 |
| 44 | 飯島道東一丁目第一児童遊園地 | 飯島道東一丁目地内 | 11 | 500 |
| 45 | 秋田工業高等専門学校グラウンド | 飯島文京町1-1 | 13 | 44,000 |
| 46 | コスモ工機株式会社秋田工場敷地 | 下浜字羽川字五郎池地内 | 37 | 3,900 |

○指定緊急避難場所 (津波避難ビル) (36か所)

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 海拔(m) | 収容人員 (人) |
|-----|------------------------------|---------------|-------|-------------|
| 1 | 雇用促進住宅 緑ヶ丘宿舎 | 飯島緑丘町11-1 | 12 | 540 |
| 2 | 北部市民サービスセンター | 土崎港西五丁目3-1 | 3 | 4,830 |
| 3 | チャレンジオフィスあきた | 土崎港西三丁目9-15 | 2 | 970 |
| 4 | 雇用促進住宅 土崎宿舎 | 土崎港西二丁目12-48 | 3 | 90 |
| 5 | 社会福祉法人はまなす会ケアハウス土崎 | 土崎港中央三丁目4-40 | 6 | 500 |
| 6 | 医療法人正和会五十嵐記念病院 在宅総合ケアセンター | 土崎港中央一丁目17-23 | 6 | 500 |
| 7 | 秋田市立港北小学校 | 土崎港北四丁目6-1 | 9 | 2,160 |
| 8 | 土崎聖書キリスト教会グローリアチャペル | 土崎港中央六丁目16-34 | 7 | 150 |
| 9 | 秋田市立土崎中学校 | 土崎港北一丁目3-1 | 10 | 1,140 |
| 10 | 土崎マンション | 土崎港中央六丁目16-17 | 7 | 130 |
| 11 | 秋田市立土崎小学校 | 土崎港中央三丁目1-78 | 7 | 2,680 |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 海拔(m) | 収容人員 (人) |
|-----|-----------------------------------|------------------|-------|-------------|
| 12 | 医療法人連忠会土崎病院介護老人保健施設なぎさ | 土崎港中央四丁目4-26 | 7 | 580 |
| 13 | 秋田市環境部庁舎 | 寺内蛭根三丁目24-3 | 4 | 690 |
| 14 | 秋田市立体育館 | 八橋本町六丁目12-20 | 4 | 5,000 |
| 15 | 秋田県J Aビル | 八橋南二丁目10-16 | 4 | 1,500 |
| 16 | 秋田県赤十字血液センター | 川尻町字大川反233-186 | 3 | 120 |
| 17 | 株式会社ユアテック秋田支社 | 川尻町字大川反233-9 | 4 | 260 |
| 18 | 秋田市立川尻小学校 | 川尻みよし町8-31 | 8 | 920 |
| 19 | 秋田市営川尻住宅 | 川尻上野町1 | 9 | 480 |
| 20 | 株式会社さわやか倶楽部介護付有料老人ホーム さわやか桜式番館 | 卸町一丁目10-3 | 5 | 600 |
| 21 | 秋田市立大住小学校 | 仁井田字西潟敷33 | 6 | 1,820 |
| 22 | 秋田公立美術大学 | 新屋大川町12-3 | 8 | 850 |
| 23 | 秋田市立秋田西中学校 | 新屋大川町19-75 | 8 | 1,810 |
| 24 | 西部市民サービスセンター | 新屋扇町13-34 | 7 | 590 |
| 25 | 牛島清水町市営住宅 | 牛島西四丁目29 | 5 | 240 |
| 26 | 天然温泉グランスパホテルこまち立体駐車場 | 卸町一丁目2-3 | 5 | 1,150 |
| 27 | ドジャース食品館屋上駐車場 | 川尻大川町8-25 | 3 | 1,100 |
| 28 | フォレストヒルズ山王 | 山王沼田町10-3 | 3 | 140 |
| 29 | 株式会社 ジーンズエムシーディ物流棟・工場棟 | 土崎港相染町字浜ナシ山17-3 | 5 | 1,000 |
| 30 | 秋田県児童会館 | 山王中島町1-2 | 4 | 681 |
| 31 | 秋田県職員港北新町公舎 | 港北新町10-1 | 9 | 100 |
| 32 | 秋田市立八橋小学校 | 八橋大沼町7-1 | 5 | 2,558 |
| 33 | 八橋地区コミュニティセンター | 八橋本町五丁目2-27 | 4 | 160 |
| 34 | 山王プレスビル | 山王六丁目1-13 | 5 | 248 |
| 35 | 秋田県営土崎港住宅 | 土崎港相染町字中谷地47-2ほか | 5 | 199 |
| 36 | ホテルルートイン秋田土崎 | 土崎港西二丁目12-30 | 4 | 850 |

福祉避難所一覧（平成30年6月1日現在）

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 連絡先 電話番号 | 種 別 |
|-----|-----------------------|------------------|-------------|--------|
| 1 | 秋田聖徳会養護老人ホーム | 旭南一丁目5-6 | 862-3267 | 高齢者施設 |
| 2 | 秋田市旭南老人デイサービスセンター | 旭南一丁目8-12 | 823-8119 | 高齢者施設 |
| 3 | 秋田聖徳会障がい福祉センター聖和 | 川元小川町1-8 | 874-8415 | 障がい者施設 |
| 4 | 特別養護老人ホーム高清水寿光園 | 寺内後城6-41 | 845-4362 | 高齢者施設 |
| 5 | 特別養護老人ホーム南寿園 | 上北手猿田字後谷地108-3 | 829-0700 | 高齢者施設 |
| 6 | 障害者支援施設雄高園 | 雄和戸賀沢字金山沢89-29 | 886-3256 | 障がい者施設 |
| 7 | 特別養護老人ホーム海松園 | 下新城中野字街道端西233-47 | 873-3505 | 高齢者施設 |
| 8 | 特別養護老人ホーム太平荘 | 太平八田字藤の崎231-3 | 838-2338 | 高齢者施設 |
| 9 | 太平荘ショートステイセンター | 太平八田字藤の崎231-3 | 838-2338 | 高齢者施設 |
| 10 | 秋田市川口老人デイサービスセンター | 榎山登町10-64 | 832-3966 | 高齢者施設 |
| 11 | ひだまり老人デイサービスセンター | 東通仲町4-1 | 884-1400 | 高齢者施設 |
| 12 | 障害者支援施設ひだまり | 東通仲町4-1 | 884-1400 | 障がい者施設 |
| 13 | 本道の街ショートステイセンター | 柳田字川崎138 | 884-7725 | 高齢者施設 |
| 14 | 本道の街デイサービスセンター | 柳田字川崎138 | 884-7726 | 高齢者施設 |
| 15 | 本道の街ゆったり館 | 柳田字川崎138 | 884-7727 | 高齢者施設 |
| 16 | 特別養護老人ホーム松涛園 | 浜田字陳ケ原35-31 | 828-7856 | 高齢者施設 |
| 17 | 養護老人ホーム松寿園 | 浜田字陳ケ原15-5 | 828-3618 | 高齢者施設 |
| 18 | 軽費老人ホーム（A型）だいせん | 新屋大川町17-3 | 828-1851 | 高齢者施設 |
| 19 | 特別養護老人ホーム光峰苑 | 添川字鶴木台65-3 | 868-1188 | 高齢者施設 |
| 20 | 光峰苑デイサービスセンター | 添川字鶴木台65-3 | 868-7400 | 高齢者施設 |
| 21 | 光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台 | 添川字鶴木台65-3 | 868-3211 | 高齢者施設 |
| 22 | 光峰苑ショートステイケアホテルほどの | 保戸野すわ町8-24 | 839-6341 | 高齢者施設 |
| 23 | 特別養護老人ホーム幸楽園 | 上新城中字片野4 | 870-2224 | 高齢者施設 |
| 24 | ショートステイ幸楽園 | 上新城中字片野4 | 870-2224 | 高齢者施設 |
| 25 | 秋田市外旭川老人デイサービスセンター | 外旭川字鳥谷場136 | 868-5414 | 高齢者施設 |
| 26 | 特別養護老人ホーム金寿園 | 下新城笠岡字川向28 | 857-3811 | 高齢者施設 |
| 27 | 特別養護老人ホームやすらぎホームけやき | 御所野下堤五丁目1-5 | 826-0651 | 高齢者施設 |
| 28 | 特別養護老人ホーム新成園 | 浜田字元中村280-9 | 828-0022 | 高齢者施設 |
| 29 | 短期入所生活介護施設新成園 | 浜田字元中村280-9 | 828-0022 | 高齢者施設 |
| 30 | 通所介護施設新成園 | 浜田字元中村280-9 | 828-0022 | 高齢者施設 |
| 31 | ケアハウス大地 | 浜田字元中村280-9 | 828-0022 | 高齢者施設 |
| 32 | 特別養護老人ホーム魁聖園 | 新藤田字治郎沢52-6 | 836-1661 | 高齢者施設 |
| 33 | 魁聖園短期入所生活介護事業所 | 新藤田字治郎沢52-6 | 836-1661 | 高齢者施設 |
| 34 | 魁聖園デイサービスセンター | 新藤田字治郎沢52-6 | 836-1661 | 高齢者施設 |
| 35 | 魁聖園ケアハウス | 新藤田字治郎沢52-6 | 836-1661 | 高齢者施設 |
| 36 | 特別養護老人ホームリンデンバウムいずみ | 泉菅野二丁目17-11 | 896-5880 | 高齢者施設 |
| 37 | リンデンバウムいずみショートステイ | 泉菅野二丁目17-11 | 896-5880 | 高齢者施設 |
| 38 | リンデンバウムいずみデイサービスセンター | 泉菅野二丁目17-11 | 896-5880 | 高齢者施設 |
| 39 | ケアハウススプリングヒル | 泉菅野二丁目17-11 | 896-5880 | 高齢者施設 |
| 40 | ウェルビューいずみ老人デイサービスセンター | 泉菅野二丁目17-27 | 896-6277 | 高齢者施設 |
| 41 | ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター | 泉菅野二丁目17-27 | 896-6277 | 障がい者施設 |
| 42 | ウェルビューいずみ生活支援ハウス | 泉菅野二丁目17-27 | 896-6277 | 高齢者施設 |

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 連絡先 電話番号 | 種 別 |
|-----|-----------------------|----------------|-------------|--------|
| 43 | 特別養護老人ホーム河辺荘 | 河辺大張野字水口沢216 | 882-3516 | 高齢者施設 |
| 44 | 特別養護老人ホーム花の家 | 雄和石田字苗代沢18 | 886-2626 | 高齢者施設 |
| 45 | デイサービスセンター緑水苑 | 雄和石田字苗代沢25-1 | 886-5110 | 高齢者施設 |
| 46 | 介護老人保健施設あいぜん苑 | 上新城道川字愛染58 | 870-2001 | 高齢者施設 |
| 47 | デイサービスセンターあいらんど | 飯島新町一丁目3-15 | 880-6688 | 高齢者施設 |
| 48 | 特別養護老人ホーム一つ森 | 上北手荒巻字鳥越229-7 | 892-7776 | 高齢者施設 |
| 49 | 介護老人保健施設桜の園 | 下北手梨平字登館8 | 839-5977 | 高齢者施設 |
| 50 | 小規模多機能居宅介護幸の家 | 南通亀の町12-22 | 832-3008 | 高齢者施設 |
| 51 | 特別養護老人ホーム八橋 | 八橋イサノ一丁目2-4 | 896-0377 | 高齢者施設 |
| 52 | 特別養護老人ホームひなた | 土崎港西三丁目11-5 | 816-0377 | 高齢者施設 |
| 53 | ショートステイひなた | 土崎港中央三丁目4-39 | 880-5670 | 高齢者施設 |
| 54 | デイサービスセンターひなた | 土崎港中央三丁目4-39 | 880-5670 | 高齢者施設 |
| 55 | 障害者支援施設ほくと | 下新城中野字街道端西11-1 | 873-7801 | 障がい者施設 |
| 56 | リフレッシュコア中通 | 中通四丁目3-23 | 874-8277 | 高齢者施設 |
| 57 | ケアハウス土崎 | 土崎港中央三丁目4-40 | 845-4575 | 高齢者施設 |
| 58 | 高齢者介護施設ぬくもり山王 | 川尻町字大川反233-59 | 824-7000 | 高齢者施設 |
| 59 | 小規模多機能ホーム日吉坂 | 新屋比内町7-4 | 893-3800 | 高齢者施設 |
| 60 | 秋田市河辺老人デイサービスセンター | 河辺三内字外川原34-2 | 883-2770 | 高齢者施設 |
| 61 | 秋田市八橋老人デイサービスセンター | 八橋南一丁目8-2 | 866-1343 | 高齢者施設 |
| 62 | 秋田市老人福祉センター | 八橋南一丁目8-2 | 866-1341 | 高齢者施設 |
| 63 | みそのホームデイサービスセンター | 寺内蛭根二丁目6-34 | 824-3341 | 高齢者施設 |
| 64 | 小規模多機能型居宅介護みそのホームリアの家 | 寺内蛭根二丁目6-34 | 824-3341 | 高齢者施設 |
| 65 | みそのホームグループホーム | 寺内蛭根二丁目6-34 | 824-3341 | 高齢者施設 |
| 66 | ケアハウスファミリー園 | 桜一丁目4-21 | 887-3066 | 高齢者施設 |
| 67 | ファミリー園デイサービスセンター | 桜一丁目4-21 | 887-3066 | 高齢者施設 |
| 68 | 高清水園 | 上北手猿田字苗代沢14-1 | 829-3577 | 障がい者施設 |
| 69 | 秋田県身体障害者更生訓練センター | 新屋下川原町2-3 | 863-4471 | 障がい者施設 |
| 70 | 秋田ワークセンター | 下北手柳館字前田面134 | 831-8010 | 障がい者施設 |
| 71 | ふきのとう | 柳田字竹生168-1 | 837-1320 | 障がい者施設 |
| 72 | 竹生寮ぱれっとハウス | 柳田字竹生168 | 834-2577 | 障がい者施設 |
| 73 | 柳田新生寮 | 柳田字竹生197 | 835-3371 | 障がい者施設 |
| 74 | 介護老人保健施設ニコニコ苑 | 下新城中野字琵琶沼138-1 | 873-2525 | 高齢者施設 |
| 75 | げんきハウス金足 | 金足追分字海老穴222 | 872-1116 | 障がい者施設 |
| 76 | げんきハウス下新城 | 金足追分字海老穴222 | 872-1116 | 障がい者施設 |
| 77 | 指定相談支援事業所クローバー | 飯島道東二丁目13-20 | 846-5328 | 障がい者施設 |
| 78 | 秋田県立視覚支援学校 | 南ヶ丘1丁目1-1 | 889-8571 | 特別支援学校 |
| 79 | 秋田県立聴覚支援学校 | 南ヶ丘1丁目1-1 | 889-8572 | 特別支援学校 |
| 80 | 秋田県立秋田きらり支援学校 | 南ヶ丘1丁目1-1 | 889-8573 | 特別支援学校 |
| 81 | 秋田県立栗田支援学校 | 新屋栗田町10-10 | 828-1162 | 特別支援学校 |

秋田市災害対策本部の事務分掌

| 部 | 班 | 業 務 内 容 |
|-------------------|--|---|
| 総務部 (総務部長) | 総務班 ※(総務課長) | 1 本部長および副本部長との連絡に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関する事 4 輸送車両の確保および配車に関する事 5 輸送協力機関への協力要請に関する事 6 避難者および負傷者の輸送に関する事 7 その他輸送全般に関する事 8 殉職者に対する慰霊措置に関する事 9 災害見舞者の応接に関する事 10 その他、他の部に属しない事項に関する事 |
| | 動員連絡班 ※(人事課長) | 1 職員の動員に関する事 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関する事 3 職員の被害調査に関する事 4 災害応急対策活動従事者(職員等)の公務災害補償に関する事 |
| | 防災対策班 ※(防災安全対策課長) | 1 災害対策本部会議に関する事 2 気象予警報の受理、伝達に関する事 3 災害情報の収集総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 災害の公示および災害報告に関する事 6 災害記録に関する事 7 応援協定締結都市等への応援要請に関する事 8 自衛隊の派遣要請要求に関する事 9 防災行政無線の確保に関する事 10 備蓄物資の供給に関する事 11 生活必需品の調達に関する事 12 他班に属さないり災証明に関する事 13 電気関係機関ならびに業者との協力要請に関する事 |
| | 契約班 ※(契約課長) | 1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関する事 |
| | 管財班 ※(管財課長) | 1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関する事 2 市有物件の損害調査および応急対策に関する事 3 車両の確保および配車に関する事 |
| 企画財政部 (企画財政部長) | 企画班 ※(企画調整課長) | 1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事 2 要望陳情に関する事 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事 4 海外からの見舞い等に関する事 |
| | 広報班 ※(広報広聴課長) (情報統計課長) | 1 避難および避難所等の広報に関する事 2 災害状況の広報資料等の収集作成に関する事 3 災害記録の撮影に関する事 4 報道関係機関への連絡等に関する事 5 災害情報の提供に関する事 6 その他防災上必要な広報に関する事 |
| | 財政班 ※(財政課長) (市民税課長) (資産税課長) (納税課長) | 1 災害関係の予算に関する事 2 救援物資の受け付け、保管に関する事 3 義援金の受納に関する事 4 その他財政全般に関する事 5 税の減免措置に関する事 6 家屋の損壊等に係わりり災証明に関する事 7 税の徴収猶予に関する事 |

※は班長を表す

| 部 | 班 | 業務内容 |
|---------------------|--|--|
| 市民生活部 (市民生活部長) | 市民生活班 ※(生活総務課長) (市民協働・地域分権推進課長) (市民課長) (国保年金課長) (特定健診課長) (後期高齢医療課長) (西部市民サービスセンター所長) (北部市民サービスセンター所長) (河辺市民サービスセンター所長) (雄和市民サービスセンター所長) (市民相談センター所長) (駅東サービスセンター所長) (秋田市民交流プラザ管理室長) | 1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること 3 避難所の管理運営に関すること (施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応) 4 避難者名簿の作成に関すること 5 市民からの問い合わせに関すること 6 災害相談所の開設に関すること 7 防犯に関すること 8 町内会等との連絡に関すること |
| 福祉部 (福祉保健部長) | 福祉班 ※(福祉総務課長) (障がい福祉課長) (長寿福祉課長) (保護課第一課長) (保護課第二課長) (介護保険課長) (地域福祉推進室長) | 1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 福祉施設 (主に入所施設) に係る被害調査に関すること 3 見舞金の配布に関すること 4 奉仕団体の派遣に関すること 5 炊き出しに関すること 6 生活必需品の供給に関すること 7 災害ボランティアの受け入れに関すること 8 災害時要援護者の避難支援に関すること 9 災害時要援護者の避難所生活に関すること 10 要援護世帯のり災援護に関すること 11 義援金等の配分に関すること 12 その他福祉全般に関すること |
| | 食肉衛生検査班 ※(食肉衛生検査所長) | 1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 と畜場における食肉衛生に関すること |
| 保健部 (保健所長) | 保健衛生班 ※(保健総務課長) (保健予防課長) (健康管理課長) (衛生検査課長) | 1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 医療救護の応援要請に関すること 3 防疫、消毒に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 防疫資機材ならびに薬品の調達に関すること 6 秋田市医師会との連絡調整に関すること 7 避難者(避難所外避難者含む)の身体および心のケアに関すること (必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応) 8 その他保健衛生に関すること |
| 子ども未来部 (子ども未来部長) | 子ども班 ※(子ども総務課長) (子ども育成課長) (子ども健康課長) (子ども未来センター所長) | 1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 児童福祉施設 (民間施設) の被害調査に関すること 3 子ども未来部所管施設内における児童生徒の避難および救護に関すること |
| 環境部 (環境部長) | 環境班 ※(環境総務課長) (環境都市推進課長) (環境保全課長) (廃棄物対策課長) (総合環境センター所長) | 1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 トイレ利用の確保に関すること 3 ごみ、し尿の処理処分に関すること 4 清掃用車両および作業員の確保に関すること 5 その他清掃全般に関すること |

※は班長を表す

| 部 | 班 | 業 務 内 容 |
|---------------|--|--|
| 商工部 (商工部長) | 商工労働班 ※(商工労働課長) | 1 商工労働課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 工業に係わる被害調査に関すること 3 その他工業全般に関すること 4 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問い合わせに関すること 5 災失業者の相談に関すること 6 商業に係わる被害調査に関すること 7 災中小企業者に対する金融措置に関すること 8 その他商業関係全般に関すること |
| | 観光物産班 ※(観光物産課長) | 1 観光物産課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 避難者の入浴サービスの提供に関すること 3 その他観光物産関係全般に関すること |
| | 港湾貿易班 ※(港湾貿易振興課長) | 1 港湾貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関すること |
| | 動物園班 ※(大森山動物園事務長) | 1 農・漁業に係わる被害調査に関すること 2 農林水産業に係わり災証明に関すること 3 農・漁業関係者の資金融資等に関すること 4 その他農・漁業全般に関すること |
| 農林部 (農林部長) | 農林総務班 ※(農林総務課長) | 1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関すること 2 家畜伝染病の予防に関すること 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 4 死亡獣畜処理の相談に関すること |
| | 農業農村振興班 ※(農業農村振興課長) | 1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関すること 2 家畜伝染病の予防に関すること 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 4 死亡獣畜処理の相談に関すること |
| | 農地森林整備班 ※(農地森林整備課長) | 1 農地・農業用施設の被害調査ならびに応急対策に関すること 2 林業に係わる被害調査に関すること 3 林業施設等の被害調査ならびに応急対策に関すること 4 その他農地・農業用施設・林業全般に関すること |
| | 市場班 ※(市場管理室長) | 1 卸売市場の被害調査および応急対策に関すること 2 食料品等の調達全般に関すること 3 救援物資(食料)の受け付け、保管に関すること |
| 建設部 (建設部長) | 道路班 ※(建設総務課長) (道路建設課長) (道路維持課長) | 1 道路、橋および堤防の被害調査および応急対策に関すること 2 道路などの障害物の除去に関すること 3 通行不能箇所を表示に関すること 4 河川の被害調査および復旧に関すること 5 河川の漂流物の除去に関すること 6 各道路管理者との連絡調整に関すること 7 その他土木全般に関すること |
| | 建築班 ※(建築課長) | 1 市有建築物ならびに施設、設備の応急対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設工事に関すること 3 被災住宅の応急修理工事に関すること |
| | 公園班 ※(公園課長) | 1 公園施設に係わる被害調査および応急対策に関すること |

※は班長を表す

| 部 | 班 | 業務内容 |
|----------------------|--|--|
| 都市整備部 (都市整備部長) | 都市総務班 ※(都市総務課長) | 1 部内の被害調査の集計および報告に関する事 2 被災住宅の応急修理に関する事 3 都市総務課の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に関する事 |
| | 都市計画班 ※(都市計画課長) | 1 都市計画課の事業に係わる被害調査に関する事 |
| | 交通班 ※(交通政策課長) | 1 都市交通に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 交通安全対策の連絡調整に関する事 |
| | 建築指導班 ※(建築指導課長) | 1 建築物等の応急危険度判定に関する事 2 その他建築相談に関する事 |
| | 住宅整備班 ※(住宅整備課長) | 1 応急仮設住宅の建設計画に関する事 2 建設資金のあっせん等による被災住宅の復旧対策に関する事 3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関する事 |
| | 都市整備班 ※(駅東事務所長) | 1 駅東事務所の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に関する事 |
| 上下水道部 (上下水道事業管理者) | 上下水道総務班 ※(総務課長) | 1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関する事 2 情報の収集、記録、報告および広報に関する事 3 秋田市災害対策本部との連絡に関する事 4 関係機関への応援要請および受入に関する事 5 車両および無線の配備と統括に関する事 6 各課との連絡調整に関する事 |
| | 給水班 ※(お客様センター所長) (給排水課長) | 1 断水の巡回広報に関する事 2 応急給水に関する事 3 災害による問い合わせに関する事 |
| | 復旧班 ※(維持管理課長) (水道建設課長) (下水道建設課長) (浄水課長) (下水道施設課長) | 1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 2 水圧、流量等の配水調整に関する事 3 応急給水の水質検査および衛生管理に関する事 4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 5 処理場の排水機能の確保に関する事 6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関する事 7 個別排水施設の被害調査および復旧工事に関する事 |
| 教育部 (教育長) | 学校教育班 ※(総務課長) (学事課長) (学校教育課長) | 1 学校施設に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 児童生徒の避難および救護に関する事 3 臨時校舎の開設に関する事 4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関する事 5 被災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関する事 6 保健衛生および学校給食の保全措置に関する事 7 児童生徒の心のケアに関する事 8 その他学校教育全般に関する事 |
| | 文化振興班 ※(文化振興室長) | 1 文化財等の被害調査および保全対策に関する事 2 文化施設に係わる被害調査および応急対策に関する事 |
| | 生涯学習班 ※(生涯学習室長) | 1 社会教育施設に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 その他社会教育全般に関する事 |
| | 体育班 ※(スポーツ振興課長) | 1 社会体育施設に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 その他社会体育全般に関する事 |

※は班長を表す

| 部 | 班 | 業務内容 |
|------------------------|--|---|
| 消防部 (消防長) (消防団長) | 消防総務・調査班 ※(総務課長) (予防課長) | 1 部内の被害調査の集計および報告に関する事 2 火災原因ならびに損害調査に関する事 3 消防協力者の災害補償に関する事 4 火災災証明に関する事 5 消防職員、団員の配食に関する事 6 その他警防調査全般に関する事 |
| | 指揮班 ※(警防課長) (救急課長) | 1 消防職員の動員に関する事 2 消防部隊の指揮運用に関する事 3 災害現場の連絡調整に関する事 4 警防資機材の調達に関する事 5 消防応援要請に関する事 6 その他警防指揮全般に関する事 |
| | 防ぎょ班 ※(秋田消防署長) (土崎消防署長) (城東消防署長) (秋田南消防署長) (河辺消防署長) | 1 災害の防除ならびに警戒に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関する事 4 警戒区域の設定に関する事 5 災害現場における被害調査および報告に関する事 6 その他警防活動全般に関する事 |
| | 情報収集班 ※(指令課長) | 1 消防通信および指令全般に関する事 2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関する事 3 市民からの情報収集に関する事 4 関係機関との連絡に関する事 5 災害現場との連絡に関する事 6 災害活動状況の収集および報告に関する事 |
| | 協力班 ※会計課長 議会・選挙管理・農業 ・監査各委員会事務局 | 1 人員不足等各班への協力に関する事 2 物資、機材調達等会計処理に関する事 3 議員、各委員への報告等に関する事 4 その他 |

※は班長を表す

○災害対策基本法

(昭和36年11月15日法律第223号)

最終改正：平成26年11月21日法律第114号

(最終改正までの未施行法令)

平成26年6月13日法律第67号(未施行)

第4章 災害予防

第3節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5章 災害応急対策

第1節 通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項

9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

第2節 警報の伝達等

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（改訂版）

平成27年3月

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5661 FAX 018-888-5658

E-mail ro-wfmn@city.akita.akita.jp

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/EAplan.htm>